

さいたま市告示第714号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和5年4月17日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市北区日進町三丁目803番3、804番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都新宿区西新宿三丁目7番1号

東京セキスイハイム株式会社

代表取締役 吉田 匡秀

3 許可番号

令和4年12月1日

第開 - N2022131号

4 検査済証番号

令和5年4月14日

第完 - N2022131号

さいたま市告示第715号

さいたま市の発注する「三橋小学校外構工事」ほか6件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和5年4月17日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

- ア 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
- イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
- ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
- オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
- カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
- キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
- ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成

績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工

事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書

比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

(1) 調査基準価格(さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱(平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。)第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。)を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者(以下「低価格入札者」という。)について、低入札価格調査を行う。

(2) 失格基準(低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。)を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。

(3) 低価格入札者(失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者)は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。

ア 低入札価格調査に係る書類の提出について(低入札価格取扱要綱様式第1号)

イ 当該価格で入札した理由(低入札価格取扱要綱様式第2号)

ウ 直接工事費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第3号)

エ 共通仮設費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第4号)

オ 下請予定業者等一覧表(低入札価格取扱要綱様式第5号)

カ 配置予定技術者名簿(低入札価格取扱要綱様式第6号)

キ 手持ち工事の状況(対象工事現場付近)(低入札価格取扱要綱様式第7号)

ク 手持ち工事の状況(対象工事関連)(低入札価格取扱要綱様式第8号)

ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係(低入札価格取扱要綱様式第9号)

コ 手持ち資材の状況(低入札価格取扱要綱様式第10号)

サ 資材購入予定先一覧(低入札価格取扱要綱様式第11号)

シ 手持ち機械の状況(低入札価格取扱要綱様式第12号)

ス 機械リース元一覧(低入札価格取扱要綱様式第13号)

セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者(低入札価格取扱要綱様式第14号)

ソ 誓約書(低入札価格取扱要綱様式第15号)

タ 社会保険等への加入状況届(低入札価格取扱要綱様式第16号)

(4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までとする。

(5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査にお

いて、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。
- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

契約整理番号	05-5208-3							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	三橋小学校外構工事							
工事場所	さいたま市大宮区三橋2丁目20番地							
履行期間	契約確定の日から令和5年10月27日まで							
概要	三橋小学校第3校舎・給食室棟改築工事に係る外構工事							
予定価格（税込）	93,852,000円							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年4月26日（水）午前9時から 令和5年4月28日（金）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年5月8日（月）午前9時から 令和5年5月9日（火）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年5月10日（水）午後1時30分							
参加資格	名簿登載業種等	建築工事業 S級又はA級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評価結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年4月17日（月）から						
	質問受付期間	令和5年4月17日（月）午前9時から 令和5年4月25日（火）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年4月28日（金）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。							
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部営繕課 電話 048-829-1528							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-4356-9							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	暮らしの道路整備工事（市道31893号線外3路線）							
工事場所	さいたま市西区大字指扇地内							
履行期間	契約確定の日から令和5年11月30日まで							
概要	延長292m 幅員4.0m 舗装工 下層路盤715㎡ 上層路盤717㎡ 表層728㎡ 排水構造物工 側溝工400m 集水柵工17箇所 暗渠工26m 付帯工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年4月28日（金）午前9時から 令和5年5月8日（月）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年5月9日（火）午前9時から 令和5年5月10日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年5月11日（木）午後1時30分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、中央区又は浦和区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年4月17日（月）から						
	質問受付期間	令和5年4月17日（月）午前9時から 令和5年4月27日（木）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年5月8日（月）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3206							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-4356-10							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	C横断歩道橋補修工事							
工事場所	さいたま市大宮区桜木町2丁目地内							
履行期間	契約確定の日から令和5年10月13日まで							
概要	塗替塗装工 140.6㎡ タイル交換工 35.5㎡ 孔食部補修工 0.03㎡ 排水装置設置工一式 仮設工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年4月28日（金）午前9時から 令和5年5月8日（月）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年5月9日（火）午前9時から 令和5年5月10日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年5月11日（木）午後1時40分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 B級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年4月17日（月）から						
	質問受付期間	令和5年4月17日（月）午前9時から 令和5年4月27日（木）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年5月8日（月）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3205							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-4356-6							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	歩道整備工事（主要地方道さいたま春日部線・桜木町工区）							
工事場所	さいたま市大宮区桜木町4丁目地内外							
履行期間	契約確定の日から令和6年2月29日まで							
概要	延長218m 土工一式 舗装工 車道舗装2477㎡ 歩道舗装（一般部）841㎡（乗入部）109㎡ 路面排水工 街渠工51m 歩車道境界ブロック388m BOX側溝387m BOX側溝用集水桝13箇所 集水桝2箇所 道路付属施設工一式 撤去工一式							
予定価格（税込）	131,890,000円							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年5月9日（火）午前9時から 令和5年5月11日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年5月12日（金）午前9時から 令和5年5月15日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年5月16日（火）午後2時10分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 S級又はA級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年4月17日（月）から						
	質問受付期間	令和5年4月17日（月）午前9時から 令和5年5月8日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年5月11日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3207							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-4356-7							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	電線共同溝整備工事（市道20280号線・R4）（補）							
工事場所	さいたま市大宮区北袋町1丁目地内							
履行期間	契約確定の日から令和6年2月29日まで							
概要	延長250m 土工一式 管路工 ECVP（φ130）239m（φ100）1033m VP（φ100）240m PV（φ75）14m FA管（φ150）244m ボディ管（φ200）227m プレキャストボックス工 特殊部5組 構造物撤去工一式 舗装工一式 付帯工一式 仮設工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年5月9日（火）午前9時から 令和5年5月11日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年5月12日（金）午前9時から 令和5年5月15日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年5月16日（火）午後2時20分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、桜区又は浦和区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
	設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年4月17日（月）から					
	質問受付期間	令和5年4月17日（月）午前9時から 令和5年5月8日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年5月11日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3207							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-4356-8							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	電線共同溝整備工事（一般国道122号・R4-2加倉工区）（補）							
工事場所	さいたま市岩槻区加倉1丁目地内外							
履行期間	契約確定の日から令和5年12月28日まで							
概要	延長225.8m 電線共同溝 土工一式 舗装工一式 プレキャストボックス工 特殊部3組 分岐柵10組 管路工 電力管1099m 通信管500m 仮設工一式 道路改良 舗装工2026㎡ 撤去工一式 付帯工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年5月9日（火）午前9時から 令和5年5月11日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年5月12日（金）午前9時から 令和5年5月15日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年5月16日（火）午後2時30分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、南区又は緑区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
	設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年4月17日（月）から					
	質問受付期間	令和5年4月17日（月）午前9時から 令和5年5月8日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年5月11日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3207							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-4359-9							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	産業道路天沼工区排水ポンプ設置工事（R4）							
工事場所	さいたま市大宮区天沼町2丁目地内外							
履行期間	契約確定の日から令和6年3月15日まで							
概要	工事箇所 2.0箇所 路側防護柵工 エキスパンドフェンス 22.0m 門扉 2.0基 マンホールポンプ一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年5月9日（火）午前9時から 令和5年5月11日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年5月12日（金）午前9時から 令和5年5月15日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年5月16日（火）午後2時40分							
参加資格	名簿掲載業種等	機械器具設置工事業 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種で掲載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店、支店又は営業所を有していること。 本公告日において、資格者名簿に掲載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の機械器具設置工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
	設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年4月17日（月）から					
	質問受付期間	令和5年4月17日（月）午前9時から 令和5年5月8日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年5月11日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路建設課 電話 048-646-3212							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

さいたま市告示第716号

さいたま市の発注する「道場三室線2工区街路整備工事（R5）」ほか3件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和5年4月17日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

- ア 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
- イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
- ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
- オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
- カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
- キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
- ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成

績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工

事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書

比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

(5) 本公告に係る入札は、一抜け方式により実施する。

ア 一抜け方式の対象工事については別表により定める。

イ 一つの対象工事の落札候補者(ただし、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者を除く。)がした当該対象工事の後に開札される他の対象工事の入札は無効とし、辞退したものとして取扱う。

ウ 一つの対象工事の落札候補者となった者は、(1)後段又は(4)における新たな落札候補者としてしない。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

(1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は工事ごとに別に定める。

(2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。

(3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。

(4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。

(5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条第1項の規定による。

(2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

6 契約金の支払方法

(1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。

(2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

(3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。

(4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

(5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあつては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

(1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。

(2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。

(3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。

(4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。

(5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。

(6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。

(7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。

(8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。

(9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

別表

対象工事	<p>ア 道場三室線 2 工区街路整備工事 (R 5)</p> <p>イ 一般国道 1 2 2 号蓮田岩槻バイパス加倉工区道路改良工事 (R 5)</p> <p>ウ 一般国道 1 2 2 号蓮田岩槻バイパス加倉南工区道路改良工事 (R 5)</p> <p>エ 大宮駅西口第四地区電線共同溝整備工事 (R 4-1)</p>
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・対象工事アの落札候補者が行った対象工事イ、ウ及びエの入札は無効とする。 ・対象工事イの落札候補者が行った対象工事ウ及びエの入札は無効とする。 ・対象工事ウの落札候補者が行った対象工事エの入札は無効とする。

契約整理番号	05-4459-2							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	道場三室線2工区街路整備工事（R5）							
工事場所	さいたま市桜区西堀9丁目地内外							
履行期間	契約確定の日から令和6年3月15日まで							
概要	延長770m 道路改良 縁石工1323m 防護柵工172m 舗装工 排水性舗装10175㎡ 区画線工5446m 道路維持 ケーブル配管（ケーブル延長）4001m 照明柱（本線部）7基 複合柱（県道交差点部）8基 トンネル照明器具102台 冠水表示板工2箇所							
予定価格（税込）	273,394,000円							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年5月9日（火）午前9時から 令和5年5月11日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年5月12日（金）午前9時から 令和5年5月15日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年5月16日（火）午後1時30分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 S級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年4月17日（月）から						
	質問受付期間	令和5年4月17日（月）午前9時から 令和5年5月8日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年5月11日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 							
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路建設課 電話 048-840-6212							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-4359-7							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	一般国道122号蓮田岩槻バイパス加倉工区道路改良工事（R5）							
工事場所	さいたま市岩槻区加倉2丁目地内外							
履行期間	契約確定の日から令和6年3月12日まで							
概要	遮音壁工230m 防護柵工131m 道路付属施設工一式 橋面舗装工3460㎡ アスファルト舗装工983㎡ 区画線工1467m 橋面防水工3460㎡ 仮設工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年5月9日（火）午前9時から 令和5年5月11日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年5月12日（金）午前9時から 令和5年5月15日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年5月16日（火）午後1時40分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 S級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年4月17日（月）から						
	質問受付期間	令和5年4月17日（月）午前9時から 令和5年5月8日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年5月11日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路建設課 電話 048-646-3211							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-4359-8							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	一般国道122号蓮田岩槻バイパス加倉南工区道路改良工事（R5）							
工事場所	さいたま市岩槻区加倉3丁目地内外							
履行期間	契約確定の日から令和6年2月29日まで							
概要	延長321m 土工一式 舗装工1498㎡ 函渠工11m 管渠工20m 集水柵工19箇所 防護柵工276m 軽量盛土工90㎡ 標識工3箇所 構造物撤去工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年5月9日（火）午前9時から 令和5年5月11日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年5月12日（金）午前9時から 令和5年5月15日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年5月16日（火）午後1時50分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 S級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年4月17日（月）から						
	質問受付期間	令和5年4月17日（月）午前9時から 令和5年5月8日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年5月11日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事イの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合があります。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路建設課 電話 048-646-3211							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-3385-2							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	大宮駅西口第四地区電線共同溝整備工事（R4-1）							
工事場所	さいたま市大宮区桜木町1丁目地内							
履行期間	契約確定の日から令和6年2月14日まで							
概要	延長274m 開削土工一式 管路工（電力）1146.4m（通信）1784m 特殊部工11組 舗装工323.9㎡ 付帯工一式 仮設工一式							
予定価格（税込）	107,899,000円							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年5月9日（火）午前9時から 令和5年5月11日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年5月12日（金）午前9時から 令和5年5月15日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年5月16日（火）午後2時00分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 S級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年4月17日（月）から						
	質問受付期間	令和5年4月17日（月）午前9時から 令和5年5月8日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年5月11日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事に係る入札は、一抜け方式により実施するため、別表に掲げる対象工事イ又はウの落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 							
工事担当課	さいたま市大宮区錦町682番地2 さいたま市都市局都心整備部大宮駅西口まちづくり事務所 電話 048-778-8462							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

さいたま市告示第717号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和5年4月17日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市西区大字二ツ宮字七島1034番4、1035番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和4年6月21日

第開 - N2022020号

4 検査済証番号

令和5年4月14日

第完 - N2022020号

さいたま市告示第718号

公募型プロポーザル方式の手続きの開始

大宮駅グランドセントラルステーション化構想コンセプト検討業務について、業務委託事業者を公募型プロポーザル方式にて選定するため、次のとおり告示する。

令和5年4月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1. 募集概要

件名 大宮駅グランドセントラルステーション化構想コンセプト検討業務

履行期間 契約締結日から令和5年9月29日まで

選定方法 企画提案者のプレゼンテーションの内容を審査する選考委員会を設置し、予め定めた選定基準に基づいて審査を行い、最優秀提案者を特定する。

2. 公募に関する情報

企画提案実施要項・要求水準書 別紙のとおり

令和5年5月8日（月）正午	参加申込手続き・質問受付期限
令和5年5月10日（水）頃	参加資格の確認通知・質問に対する回答
令和5年5月22日（月）午後4時	企画提案書等受付期限
令和5年5月26日（金）	プレゼンテーション実施日
令和5年6月上旬	審査結果通知

この情報はさいたま市WEBサイト内でも公開しており、応募に必要な書類をダウンロードできる。

【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→【プロポーザル方式】→【大宮駅グランドセントラルステーション化構想コンセプト検討業務 企画提案の募集について】

連絡先

- (1) 担 当 さいたま市役所 都市局 都心整備部 東日本交流拠点整備課
- (2) 電 話 048 (646) 3281
- (3) F A X 048 (646) 3292

大宮駅グランドセントラルステーション化構想コンセプト検討業務 企画提案実施要項

本件への参加に際しては、必ずこの「大宮駅グランドセントラルステーション化構想コンセプト検討業務企画提案実施要項（以下、「実施要項」という。）」をお読みください。また、次の事項にご留意ください。

- (1) 提案者は、本書及びその他交付資料等を熟読し、遵守してください。
- (2) 本件の手続きに係る一切の経費は、提案者の負担とします。
- (3) 提出された書類は、返却しません。

業務主管課（問合せ先及び提出先）	
担当	さいたま市 都市局 都心整備部 東日本交流拠点整備課
所在地	さいたま市大宮区吉敷町一丁目 1 2 4 - 1 (大宮区役所 6 階)
TEL	0 4 8 - 6 4 6 - 3 2 8 1
メールアドレス	higashinohon-kyoten-seibi@city.saitama.lg.jp

※本件にかかる書類等の受付時間については、時間の指定がある場合を除き、「さいたま市の休日

を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで」とします。

1 業務の目的及び概要

「大宮駅グランドセントラルステーション化構想コンセプト検討業務 要求水準書」(以下、「要求水準書」という。)を参照してください。

2 業務の実施

本業務は、公募型プロポーザル方式により受託者を選定し、実施します。

なお、実施内容については、要求水準書及び企画提案書に基づき、委託者と受託者の協議の上、必要に応じ調整を行い、契約内容として決定します。

3 スケジュール

契約締結までの事務手続きのスケジュールは、「別表1 企画提案実施スケジュール」のとおりです。

4 参加資格

本件に参加(企画提案書の提出)を希望する者は、次のすべての要件を満たさなければならないものとします。

- (1) 本告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿(業務委託)に、業務「計画策定」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
 - ウ 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づく協同組合にあつては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本件に参加していないこと
- (3) 本告示日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱(平成19年さいたま市制定)による入札参加停止の措置(以下、「入札参加停止」という。)又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置(以下、「入札参加除外」という。)を受けている期間がない者であること。

5 資料及びその交付方法

(1) 交付資料

- ア 実施要項
- イ 要求水準書
- ウ 提出書類各種様式（「別表2 各種様式」参照）

(2) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロードできます。

【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→
【プロポーザル方式】→【大宮駅グランドセントラルステーション化構想コンセプト検討業務 企画提案の募集について】

(3) その他

- ア (1)ア～ウの資料は、本件以外で使用することはできません。
- イ さいたま市契約規則及びさいたま市業務委託契約基準約款は、さいたま市ホームページにてご確認ください。
- イ) さいたま市契約規則
【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→
【契約関係規程集】→【共通】→【共通（規程集）】→【さいたま市例規集】
- イ) さいたま市業務委託契約基準約款
【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→
【契約関係規程集】→【契約約款】→【契約約款（規程集）】

6 説明会

- (1) 本件にかかる説明会は、開催しません。
- (2) 本件の内容に関する質問がある場合については、**8 質問及び回答**を参照してください。

7 参加申込手続き

本件への参加（企画提案書の提出）を希望する者は、次により必要書類を提出してください。

(1) 提出書類

- ・「別表2 各種様式」で示す「様式1 参加申込兼資格確認申請書」
- ・「別表2 各種様式」で示す「様式2 誓約書」

(2) 提出方法

持参又は書留郵便（簡易書留郵便を含む）による郵送により提出することとします。

(3) 提出期限

「別表1 企画提案実施スケジュール」を参照してください。なお、郵送の場合は、

同日必着とし、郵送後に到達確認の電話をお願いします。

(4) 提出場所・電話連絡先

1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」を参照してください。

(5) 参加資格の確認

参加申込の申請を行った者に対しては、本件への参加資格の有無にかかる通知を、令和5年5月10日（水）までにメールでお知らせする予定です。

8 質問及び回答

本件の内容に関して質問がある場合は、次の方法で質問を行うことができます。

(1) 受付期間

「別表1 企画提案実施スケジュール」を参照してください。

(2) 質問方法

質問は電子メールでのみ受け付けます。次の事項を遵守してください。

ア 質問書の様式は、**5 資料及びその交付方法**にて市（業務主管課）が提示する「様式4 質問書」とします。この様式に質問事項等を入力してください。

イ 電子メールの標題は「プロポ【質問・（提案者名）】大宮駅グランドセントラルステーション化構想コンセプト検討業務」としてください。これに、アで作成した電子データを、ファイル形式を変換せずに（拡張子を変えずに）添付し、送信してください。

ウ セキュリティの関係上、本様式以外のデータの添付を禁じます。

エ 電子メール送信後、1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」に、到達確認の電話をお願いします。

オ 受付期間内に、質問が市（業務主管課）に到達するようにしてください。受付期間内に未到達（到達確認されなかったものを含む。）の質問に対しては、一切回答しません。

カ 質問の内容は公表します（詳細は(4)のとおり）。市（業務主管課）の判断により、一部非公表とすることもあります。質問の公表によって、自己の提案内容等が他者に類推されたとしても、市（業務主管課）は一切の責任を負いません。

(3) 質問の提出先・電話連絡先

1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」を参照してください。

(4) 質問に対する回答

質問の内容及び回答は、令和5年5月10日（水）までに、さいたま市ホームページ上に公表することを予定しています。ただし、質問者の名称は公表しません。

なお、質問及び回答を公表することにより、質問者が特定される可能性や、提案内容が明らかになる可能性があるなど、質問者に不利益を与える恐れがあると認められる部分については、市（業務主管課）の判断によって、その部分を除いて公表することがあります。

【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→
【プロポーザル方式】→【大宮駅グランドセントラルステーション化構想コンセプト検討業務 企画提案の募集について】

9 企画提案書等

(1) 企画提案書の内容

要求水準書を参照のうえ、「別表3 企画提案書等一覧」及び「別表4 企画提案内容及び審査の視点」に記載されている内容を踏まえて提案書を提出してください。

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

「別表3 企画提案書等一覧」を参照してください。

イ 提出方法

持参又は書留郵便(簡易書留郵便を含む)による郵送により提出することとします。

ウ 提出期限

「別表1 企画提案実施スケジュール」を参照してください。なお、郵送の場合は、同日必着とし、郵送後に到達確認の電話をお願いします。

エ 提出場所・電話連絡先

1 ページに記載の「業務主管課(問合せ先及び提出先)」を参照してください。

(3) 企画提案書等の受理

ア **12 提案者の失格** に該当する場合は、企画提案書等を受理しません。

イ 書類の不備・不足等が確認された場合は、企画提案書等を受理しません。

ウ 「別表3 企画提案書等一覧」で指定する書類以外は、一切受理しません。

(4) 企画提案書等の取り扱い

ア 市(業務主管課)は、提出された企画提案書等を提案者以外の者に知られることのないように取り扱います。ただし、最優秀提案者の提案については、一部(他者と比べ優位な点等)を公表することがあります。

イ 市(業務主管課)は、提出された企画提案書等を審査目的以外に提出者に無断で使用しません。

ウ 提出された企画提案書等は、事由の如何を問わず返却しません。ただし、提出期限内に提出者からの申出があった場合に限り、企画提案書等の追加・差替えができることとします。

エ 提出期限後の、企画提案書等の追加・差替えは一切認めません。

(5) 企画提案書等の到着確認に関する問合せ先

1 ページに記載の「業務主管課(問合せ先及び提出先)」を参照してください。

10 プレゼンテーション

企画提案書を補完するため、プレゼンテーションを実施します。企画提案書を提出した者は、必ず参加してください。

(1) 実施日時・場所

「別表1 企画提案実施スケジュール」を参照してください。実施時刻の詳細及び会場については、追って通知します。

(2) 実施方法

ア 参加人数

5名以内とします。

イ 説明時間

15分以内とします。終了後、別途、質疑応答の時間を10分設けます。

ウ 説明方法

(ア) 提出した企画提案書を基にプレゼンテーションを行ってください。なお、企画提案書に記載のない新たな提案は認めません。

(イ) 市（業務主管課）は、プロジェクター（HDMI・VGAケーブルを含む。）及びスクリーンを準備します。その他プレゼンテーションに必要な機材（パソコン等）は、プレゼンテーションを行う者が準備してください。

エ 注意事項

プレゼンテーションでは、企業名を伏せて説明を行うこととします。企画提案書やその他プレゼンテーションに使用する資料等には、企業名、企業ロゴ等を記載しないでください。

オ その他

プレゼンテーションは非公開とします（録音録画等も禁じます。）。

11 審査・選定

(1) 審査方法及び審査基準

企画提案書等の内容について、「大宮駅グランドセントラルステーション化構想コンセプト検討業務事業者選定委員会」により審査を行います。

審査基準については、「別表4 企画提案内容及び審査の視点」を参照してください。

(2) 優先交渉権者の特定

提案内容が本市の要求を満たしている企画提案書について、評価を行い、最優秀提案者を優先交渉権者とします。

提出されたすべての企画提案書が本市の要求を満たさないものであると判断した場合は、優先交渉権者を選定しないことがあります。

(3) 審査結果の通知

ア 通知日

「別表1 企画提案実施スケジュール」を参照してください。

イ 通知方法

メールにより各提案者に通知します。

12 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。(提案書は無効となります。)

- (1) 4 参加資格に掲げる要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 見積額が要求水準書に記載されている予算の上限額を超えている場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合

13 契約方法等

- (1) 最優秀提案者と契約条件を協議の上、契約を締結します。
- (2) 委託業務内容の詳細は、受託者と市(業務主管課)との協議により決定します。
- (3) 契約金額は原則として、提出した見積書に記載された額を超えないこととします。
ただし、契約条件を協議した結果、委託者の意向により仕様を追加する場合はこの限りではありません。
- (4) 契約条件を協議した結果、合意に至らなかった場合、(5)に該当することとなった場合又は12 提案者の失格に該当することが判明した場合は、次点の提案者と協議することとします。
- (5) 最優秀提案者特定の日(翌日)から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外となった者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがあります。
- (6) 契約方法に関する事項
 - ア (1)の契約条件の協議は、1 ページに記載の「業務主管課(問合せ先及び提出先)」と行うこととします。
 - イ 契約書は2通作成し、市(業務主管課)及び受託者で双方各1通を保有するものとします。なお、契約金額の表示は消費税(10%)を内書きで記載するものとします。

14 その他

- (1) 提出された書類は、情報公開請求により公開することがある。
- (2) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届(様式は任意)を提出すること。

別表1 企画提案実施スケジュール

企画提案募集開始	
令和5年4月18日（火）	
	・告示、さいたま市ホームページにて募集情報公開開始
資料交付期間	
令和5年4月18日（火）から令和5年5月8日（月）正午まで	
	・交付方法は3ページに記載の「資料及びその交付方法」のとおり
参加申込手続き期間	
令和5年4月18日（火）から令和5年5月8日（月）正午まで	
	・「様式1 参加申込兼資格確認申請書、様式2 誓約書」を用いること
参加資格の確認通知	
令和5年5月10日（水）までに通知予定	
	・メールにより通知
質問受付期間	
令和5年4月18日（火）から令和5年5月8日（月）正午まで	
	・電子メールでのみ受け付ける。「様式4 質問書」を用いること
	・回答は令和5年5月10日（水）までにさいたま市HPに掲載予定
企画提案書等受付期間	
令和5年5月10日（水）から令和5年5月22日（月）まで	
	・提出書類については、別表2及び別表3を参照
プレゼンテーション	
令和5年5月26日（金）実施予定	
	・実施時刻の詳細及び会場については、追って通知
審査結果通知	
令和5年6月上旬頃に通知予定	
	・メールにより通知
契約	
令和5年6月上旬頃を予定	

注1：本件の詳細については、必ず実施要項本文にて確認すること。

注2：本件にかかる書類等の受付時間については、時間の指定がある場合を除き、「さいたま市の休日

を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで」とします。

別表2 各種様式

様式番号	様式名
様式1	参加申込兼資格確認申請書
様式2	誓約書
様式4	質問書
様式5	企画提案書表紙
様式6	業務経歴書
様式7	業務の実施体制調書

別表3 企画提案書等一覧

書類名		内容	様式	部数
①	企画提案書表紙	—	様式5	1部
②	企画提案書	要求水準書「6 業務内容」の各項目に対し、現段階での構想、実施方法等の企画提案を作成すること	任意	10部 (正本1部、 副本9部)
③	業務工程表	作業スケジュール	任意	
④	業務経歴書	業務実績等	様式6	
⑤	業務の 実施体制調書	受託業務実施体制(現場責任者、担当者、 人員の履歴等)	様式7	
⑥	会社概要	名称、代表者名、設立年月日、経歴、資本金、従業員、本店支店の所在地、業務内容等(上の項目があれば会社パンフレット等による提出可)	任意	1部
⑦	見積書	見積範囲は、委託業務の一切の経費を含む。見積内訳書も作成すること。	任意	1部
<p>*②～⑤までの書類は順番にファイルに綴じ込み提出すること。また、別表3の「書類名」ごとにインデックスを付すこと。</p> <p>*提出書類は上表「② 企画提案書」を除き、日本工業規格A列4番の企画で統一(縦横問わず)して作成すること(作成済みのパンフレット等を除く。)。なお、「② 企画提案書」は日本工業規格A列3番で4枚以内とすること。</p> <p>*①企画提案書表紙(様式5)、⑥会社概要及び⑦見積書以外には企業名、企業ロゴ等を記載しないこと。(ファイルにも企業名、ロゴ等を記載しないこと。)</p>				

別表4 企画提案内容及び審査の視点

評価項目			評価基準	配点	特に良い	良い	普通	やや劣る	劣る
1	実施体制	業務の実施体制	・効率的な業務運営が可能な実施体制か。 ・各分野での担当者の配置は適当か。	10	10	8	6	4	2
		予定担当者の技術力	(現場責任者及び担当者について) ・当該部門の従事期間 ・同様あるいは類似する業務の実績 ・地域精通度 ・手持ち業務の状況を踏まえた本業務への専任性	10	10	8	6	4	2
2	業務実績		確実な提案を期待できる実績を有しているか。 ・同様あるいは類似する業務の実績数 ・まちを構成する様々な商業形態（不動産、小売、飲食、金融、その他サービス）の開発等に関する業務の実績数 ・民間事業者等（デベロッパーや商業テナント）の立場に立ったまちづくり事業に関する業務の実績数	15	15	12	9	6	3
3	業務実施方針	GCS構想等の理解度	・GCS構想、大宮GCSプラン2020の内容・進捗状況を理解しているか ・GCS構想にコンセプトを設定することの趣旨・重要性を理解しているか ・大宮駅周辺の地域特性や地域の人々の意見や思いを理解しているか	15	15	12	9	6	3
		独自性・画期性	・他都市とは異なる大宮ならではの独自性のある提案か ・高度な創造性、多様な経験、専門的経験に基づき、目的をより効果的に達成するための画期的な提案か ・コンセプトが形骸化したものにならないように、大宮のまちづくりの特性等を踏まえた独自性のある提案か ・進化する技術や新たな手法、トレンド等を活用した提案か	15	15	12	9	6	3
		実効性	・実効性を兼ね備えた提案か ・段階的に履行状況が確認できるように工夫されている提案か	10	10	8	6	4	2
		大宮GCSコンセプト・ストーリーブック（仮称）の精度	・読んだ人々が内容を深く理解できるように工夫されている提案か ・既存計画（GCS構想、大宮GCSプラン等）との関係性が整理され、合理的な提案がされているか	15	15	12	9	6	3
4	関係者との合意形成		・GCS構想に関わる様々な関係者（行政・事業者・地権者）や市民等目線に立ち、信頼・共感・賛成・応援を得られるように工夫された提案か	10	10	8	6	4	2
5	見積額		・提案内容と照らし合わせ、見積価格は、精査された妥当な内容となっているか。 ・内訳に無理はないか	※	-	-	-	-	-
合計（審査委員一人あたり）				100					

※見積額には評価点を付さないが、次のとおり取扱うので留意すること。

① 最優秀提案者を特定する際に使用することがある。② 要求水準書にて示す本プロポーザルの予算の上限額を上回る額の見積額を提示した場合、この見積額を提示した者は本プロポーザルの参加資格を失う。参加資格を失った者の提案書の評価（採点、順位付け等）は行わない。

大宮駅グランドセントラルステーション化構想コンセプト検討業務

要求水準書

1 業務名

大宮駅グランドセントラルステーション化構想コンセプト検討業務

2 履行期間

契約締結日から令和5年9月29日まで

3 履行場所

さいたま市大宮区大門町一丁目地内外

4 予算の上限額

22,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

5 業務の目的

本市では2010年に策定した「大宮駅周辺地域戦略ビジョン」に基づき、東日本の玄関口として機能する大宮が「おもてなしあふれる東日本の顔となるまち」となることを目指してまちづくりに取り組んでいる。また、2015年度に閣議決定した国土形成計画/首都圏広域地方計画では、大宮が東日本の対流拠点として位置づけられ、新しい首都圏構築の戦略において、大宮の重要性が示されている。

このような背景のもと、大宮駅周辺のターミナル街区では、「大宮駅周辺街区のまちづくり、駅前広場を中心とした交通基盤整備、駅機能の高度化」を三位一体で推進する「大宮駅グランドセントラルステーション化構想」（以下「GCS構想」という。）を策定し、令和3年3月、構想を具体的かつ実現可能なものとしていくために「大宮GCSプラン2020」をとりまとめた。今後は、駅前広場や市街地再開発事業の都市計画手続きへ着手するなど、将来の大宮の街の骨格やブランド価値が必然的に定義される大変重要な時期に差し掛かることから、GCS構想推進に関わる様々な関係者（行政・事業者・地権者等）と「未来の大宮を目指す共通のゴール」を共有することが重要である。

そこで、今年度は「大宮GCSプランの時点更新」を計画し、新たに「GCS構想を経て未来の大宮を目指す姿を描いたコンセプト」の設定することで、それが関係者各々にとってプロジェクトを推進する際の「未来の大宮を目指す共通のゴール」となり、関係者全員が同じ方向を向いて未来像の実現に寄与することを目指している。

そこで本業務は、「GCS構想を経て未来の大宮を目指す姿を描いたコンセプト」を作成し、それがGCS構想推進に関わる様々な関係者にとっての「未来の大宮を目指す共通のゴール」として確立することを目的に、次項に示す業務について提案を求めるものである。

<参考ウェブページ>

大宮駅グランドセントラルステーション化構想について

<https://www.city.saitama.jp/001/010/015/004/007/001/001/index.html>

大宮GCSプラン2020について

<https://www.city.saitama.jp/001/010/015/004/007/001/002/index.html>

6 業務内容

(1) コンセプトの検討・作成

1) コンセプト作成

過年度業務の成果等を踏まえ、未来の大宮がどのような魅力や個性を持った存在を目指すべきか、住民や国内外の来街者に新しい価値を提供し、大宮にさらに愛着を持ってもらうためにはどんな機能が必要かなど、G C S構想を経て大宮が目指す未来像を描いたコンセプトを提案すること。なお、そのコンセプトは以下の性能を満たすことを想定しつつ、より良いものとなるよう画期的な提案を求める。

- ① G C S構想推進に関わる様々な関係者にとって「未来の大宮が目指す共通のゴール」となること。
- ② 関係者各々がプロジェクトを推進する際のまちづくり指針となり、普遍的な未来像の実現に資すること。
- ③ 人々の信頼・共感・賛成・応援を生み、リーダーシップとチームワークの更なる創出に寄与すること。
- ④ 人々の大宮への愛着を生み、まち全体の価値向上へ貢献しようとする公共的視点の普及に資すること。
- ⑤ 大宮に行ったことがない人にとっても「大宮」のイメージがわき、大宮の都市ブランディングに寄与すること。
- ⑥ 大宮らしさがあり、他都市には真似できない独自性があること。
- ⑦ 各種行政計画等と整合し、「おもてなしあふれる東日本の顔となるまち」の創出に寄与すること。

2) コンセプト検討に係るリサーチ

コンセプト検討にあたって必要となる、国内外のまちづくり事例のリサーチ、市民や来街者等を対象としたヒアリング等を提案・実施すること。大宮のポテンシャル、課題、地域特性、大宮に住む・働く・訪れる人々の特性等を深く理解できるように、画期的かつ有意義な提案を求める。

3) コンセプト検討に係る関係協議

コンセプト検討にあたって必要となる、関係者との協議等を提案・実施すること。関係者からも信頼・共感・賛成・応援等を得られる画期的かつ有意義な提案を求める。

4) 既存計画等との整合確認

既存計画（大宮のまちづくりに関するものに限らず、本市全域を対象とする計画や国の計画等も含む）や、現在作業中の大宮G C Sプラン時点更新の内容等を深く理解し、整合が図れているか確認すること。

5) 実現のために取り組むべき方策の検討

作成したコンセプトの実現のため、G C S構想推進に関わる様々な関係者が取り組むべき事柄を検討・整理し、コンセプトを形骸化させることなく、大宮が目指す未来像の実現に資する画期的な方策やアイデアの提案を求める。

(2) 大宮GCSコンセプトブック（仮称）の作成

(1) で作成したコンセプトをGCS構想に関わる様々な関係者等が深く理解し、GCS構想の事業推進力を増すための「大宮GCSコンセプトブック（仮称）」の作成を検討している。その内容を企画・作成すること。作成にあたっては、当該ブックの目的・対象者・台割・ページ数・デザイン等を十分に検証し、コンセプトが「未来の大宮が目指す共通のゴール」として確立され、形骸化したものにならないように創造性・独自性のある提案を求める。

(3) 大宮GCSストーリーブック（仮称）の作成

(2) で作成した「大宮GCSコンセプトブック（仮称）」の内容を、市民・地権者・来街者等の人々の目線で、誰にとっても分かりやすく、心に届く、イラストやキャッチコピー等を用いてストーリーにまとめた「大宮GCSストーリーブック（仮称）」の作成を検討している。その内容を企画・作成すること。作成にあたっては、当該ブックの目的・対象者・台割・ページ数・デザイン等を十分に検証し、読んだ人々が大宮のまちづくりに信頼・共感・賛成・応援・愛着を感じるように創造性・独自性のある提案を求める。

(4) 打合せ協議・成果とりまとめ

1) 打合せ協議

上記の業務内容を進める上で必要となる打合せ協議を行う。協議の回数や内容は提案によるものとする。

2) 報告書作成

上記の業務内容をまとめたうえで、報告書を作成する。

7. 成果品

受託者は、作業完了後速やかに以下の成果品を委託者に提出すること。なお、本業務は、業務成果を電子データで納品する「電子納品」の対象であり、「電子納品」にあたっては「さいたま市電子納品要領（簡易普及版）（令和3年3月）」（以下「要領」という。）を適用する。この要領に定めのない事項については、別途監督員と協議するものとする。

- ・ 報告書 A4 版 2 部（概要版含む）
- ・ 大宮GCSコンセプトブック（仮称）一式
- ・ 大宮GCSストーリーブック（仮称）一式
- ・ 電子媒体 一式
- ・ その他監督員が必要と認めたもの 一式

8. ウィルス対策

受託者は、電子納品時のみならず、委託者に業務に関する事項について、電子データを提出する際は、ウィルス対策を実施したうえで提出しなければならない。また、ウィルスチェックは常に最新の定義ファイル（バージョン）に更新したもので実行しなければならない。

9. ウィークリースタンスの実施

本業務は、ウィークリースタンスの対象業務である。業務環境を改善するため、業務着手時の初回打合せにおいて、受発注者間で取り組む意思及び内容を確認し、次の取組内容を設定する。

- (1) 月曜日を依頼の期限日としない（マンデー・ノーピリオド）
- (2) 水曜日は定時の帰宅に心掛ける（ウェンズデー・ホーム）
- (3) 土・日曜日に休暇が取れるように金曜日には依頼しない（フライデー・ノーリクエスト）
- (4) その他、任意に設定する

10. その他

- (1) 本要求水準書に記載のない事項及び疑義がある場合は、担当者と事前に協議し、その指示に従うこと。
- (2) 受託者は、事業実施にあたり、適宜委託者との協議を行うこと。
- (3) 本要求水準書で定める事項に逸脱する行為が受託者に認められた場合には、委託者は再調査の実施又は業務の中止を受託者に命じることがある。
- (4) 受託者は、業務執行中に不測の事故等が発生した場合には、直ちに委託者に連絡するとともに、適切な処置を行わなければならない。
- (5) 本業務を行うにあたり、第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理することとし、その経費は委託料に含む。
- (6) 本業務に関する著作権、その他の権利はすべて委託者に帰属するものとする。ただし、必要な場合には委託者の許可のもとを使用することを認めるものとする。
- (7) 受託者は、当該業務の遂行に際して知り得た情報等については、いかなる理由を以つても業務期間中及び業務期間終了後に第三者に漏らしてはならない。
- (8) 本業務の遂行に係る各種法令等を遵守するほか、「さいたま市契約規則」、「さいたま市業務委託契約基準約款及び別記・情報セキュリティ特記事項」の規定を遵守することとする。

さいたま市告示第719号

さいたま市図書館寄贈資料等装備業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年4月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市図書館寄贈資料等装備業務

(2) 履行場所

仕様書のとおり(省略)(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和5年6月5日から令和6年3月29日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p096823.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和5年5月2日（火）まで

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和5年5月2日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 受付場所

さいたま市浦和区東高砂町11-1 さいたま市立中央図書館資料サービス課
担当 資料整理係 電話 048（871）2173

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

4(3)に同じ

(2) 交付日時

令和5年5月10日（水）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月17日（水）午前9時45分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所第二別館第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月17日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課
電話 048(829)1705 FAX 048(829)1989

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区東高砂町11-1 さいたま市立中央図書館資料サービス課
電話 048(871)2173 FAX 048(884)5500

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市立中央図書館資料サービス課及びさいたま市ホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第720号

チームオレンジ周知啓発物等作製・発送業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年4月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

チームオレンジ周知啓発物等作製・発送業務

(2) 履行場所

さいたま市内

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和6年3月22日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に業務「製作等」又は「その他」で掲載されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 令和2年度以降に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と同種業務の契約を2回以上にわたって締結し、履行した実績があること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p096828.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和5年4月26日（水）まで

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ（受付期間内必着とする。）

(3) 受付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課
担当 介護予防係 電話 048-829-1286

(4) 提出方法

郵送

(5) 送付先

4(3)に同じ

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

4(3)に同じ

(2) 交付日

令和5年4月28日（金）

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月10日（水）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市役所本庁舎1階 旧会見室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月10日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、入札価格が同値の場合は、当該者のくじ引きによって落札者を定める。この場合において、当該入札参加者等は、くじを引くことを辞退することができない。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市福祉局長寿応援部高齢福祉課
電話 048(829)1259 FAX 048(829)1981

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課
電話 048(829)1286 FAX 048(829)1981

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

×(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) この業務委託契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

×(4) 契約条項等は、さいたま市ホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(5) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第721号

令和5年4月18日付けで専決処分した次の補正予算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年4月18日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 令和5年度さいたま市一般会計補正予算（第1号）

専決第27号

専 決 処 分 書

令和5年度さいたま市一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年4月18日

さいたま市長 清水 勇 人

令和5年度さいたま市一般会計補正予算（第1号）

令和5年度さいたま市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,244,844千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ670,244,844千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

別 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
18 国庫支出金		132,160,847	1,244,844	133,405,691
	2 国庫補助金	31,500,870	1,244,844	32,745,714
歳 入 合 計		669,000,000	1,244,844	670,244,844

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		238,483,421	1,244,844	239,728,265
	4 児童福祉費	103,457,053	1,244,844	104,701,897
歳 出 合 計		669,000,000	1,244,844	670,244,844

さいたま市告示第722号

公募型プロポーザル方式の手続きの開始

令和5年度 大宮駅グランドセントラルステーション化構想推進業務について、業務委託事業者を公募型プロポーザル方式にて選定するため、次のとおり告示する。

令和5年4月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1. 募集概要

件名 令和5年度 大宮駅グランドセントラルステーション化構想推進業務

履行期間 契約締結日から令和6年3月22日まで

選定方法 企画提案者のプレゼンテーションの内容を審査する選考委員会を設置し、予め定めた選定基準に基づいて審査を行い、最優秀提案者を特定する。

2. 公募に関する情報

企画提案実施要項・要求水準書 別紙のとおり

令和5年5月8日（月）正午	参加申込手続き・質問受付期限
令和5年5月10日（水）頃	参加資格の確認通知・質問に対する回答
令和5年5月22日（月）午後4時	企画提案書等提出期限
令和5年5月26日（金）	プレゼンテーション実施日
令和5年6月上旬	審査結果通知

この情報はさいたま市WEBサイト内でも公開しており、応募に必要な書類をダウンロードできる。

【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→【プロポーザル方式】→【令和5年度 大宮駅グランドセントラルステーション化構想推進業務 企画提案の募集について】

連絡先

- (1) 担 当 さいたま市役所 都市局 都心整備部 東日本交流拠点整備課 まちづくり推進係
- (2) 電 話 048(646)3282
- (3) F A X 048(646)3292

令和5年度 大宮駅グランドセントラルステーション化構想推進業務 企画提案実施要項

本件への参加に際しては、必ず令和5年度 大宮駅グランドセントラルステーション化構想推進業務に関する告示「公募型プロポーザル方式の手続き開始」及び「令和5年度 大宮駅グランドセントラルステーション化構想推進業務企画提案実施要項（以下、「実施要項」という。）」をお読みください。また、次の事項にご留意ください。

- (1) 提案者は、本書及びその他交付資料等を熟読し、遵守してください。
- (2) 本件の手続きに係る一切の経費は、提案者の負担とします。
- (3) 提出された書類は、返却しません。

業務主管課（問合せ先及び提出先）	
担当	さいたま市 都市局 都心整備部 東日本交流拠点整備課
所在地	さいたま市大宮区吉敷町一丁目124-1 (大宮区役所6階)
TEL	048-646-3281
メールアドレス	higashinohon-kyoten-seibi@city.saitama.lg.jp

※本件にかかる書類等の受付時間については、時間の指定がある場合を除き、「さいたま市の休日定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで」とします。

1 業務の目的及び概要

「令和5年度 大宮駅グランドセントラルステーション化構想推進業務要求水準書」(以下、「要求水準書」という。)を参照してください。

2 業務の実施

本業務は、公募型プロポーザル方式により受託者を選定し、実施します。

なお、実施内容については、要求水準書及び企画提案書に基づき、委託者と受託者の協議の上、必要に応じ調整を行い、契約内容として決定します。

3 スケジュール

契約締結までの事務手続きのスケジュールは、「別表1 企画提案実施スケジュール」のとおりです。

4 参加資格

本件に参加(企画提案書の提出)を希望する者は、特定業務委託共同企業体(以下「特定共同企業体」という。)又は単体企業のいずれかで、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 特定共同企業体の場合

次に掲げるア～エの全ての要件を満たす構成員により結成されたものとし、その結成方法は、オによるものとする。

ア 本プロポーザルの周知(通知)日において、令和5・令和6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿(設計・調査・測量)(以下「名簿」という。)に、代表構成員については、業務「建設コン/都市施設」及び「建設コン/開発事業」に、構成員については、業務「建設コン/都市施設」「建設コン/開発事業」のいずれか1つに登載されていること。

イ 次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

(イ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

ウ 本プロポーザルの周知(通知)日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱(平成19年さいたま市制定)による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- エ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協同組合にあっては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本プロポーザルに参加していないこと。
- オ 特定共同企業体の結成方法は、2者又は3者による自主結成とし、特定共同企業体協定書を締結していなければならない。また、次に掲げる要件を満たしていなければならない。
 - (ア) 構成員の出資比率は、次のとおりとすること。
 - a 2者の場合 30パーセント以上
 - b 3者の場合 20パーセント以上
 - (イ) 代表構成員の出資比率は、構成員中最大とすること。
 - (ウ) 構成員は、本プロポーザルに係る他の特定共同企業体の構成員以外で構成すること。

(2) 単体企業の場合

上記（1）に掲げる要件（オ以外）を全て満たしていること。また、本プロポーザルに係る特定共同企業体の構成員として本プロポーザルに参加していないこと。

5 資料及びその交付方法

(1) 交付資料

- ア 実施要項
- イ 要求水準書
- ウ 提出書類各種様式（「別表2 各種様式」参照）

(2) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロードできます。

【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→【プロポーザル方式】→【令和5年度 大宮駅グランドセントラルステーション化構想推進業務 企画提案の募集について】

(3) その他

- ア (1)ア～ウの資料は、本件以外で使用することはできません。
- イ さいたま市契約規則及びさいたま市業務委託契約基準約款は、さいたま市ホームページにてご確認ください。
 - (ア) さいたま市契約規則
 - 【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→【契約関係規程集】→【共通】→【共通（規程集）】→【さいたま市例規集】
 - (イ) さいたま市業務委託契約基準約款
 - 【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→

【契約関係規程集】 → 【契約約款】 → 【契約約款（規程集）】

6 説明会

- (1) 本件にかかる説明会は、開催しません。
- (2) 本件の内容に関する質問がある場合については、**8 質問及び回答**を参照してください。

7 参加申込手続き

本件への参加（企画提案書の提出）を希望する者は、次により必要書類を提出してください。

- (1) 提出書類
 - ・「別表 2 各種様式」で示す「様式 1 参加申込兼資格確認申請書」
 - ・「別表 2 各種様式」で示す「様式 2 誓約書」
 - ・「別表 2 各種様式」で示す「様式 8～11（共同企業体関係書類）」（単体企業で本プロポーザルに参加する場合は提出不要）
- (2) 提出方法
持参又は書留郵便（簡易書留郵便を含む）による郵送により提出することとします。
- (3) 提出期限
「別表 1 企画提案実施スケジュール」を参照してください。なお、郵送の場合は、同日必着とし、郵送後に到達確認の電話をお願いします。
- (4) 提出場所・電話連絡先
1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」を参照してください。
- (5) 参加資格の確認
参加申込の申請を行った者に対しては、本件への参加資格の有無にかかる通知を、令和 5 年 5 月 10 日（水）までにメールでの通知を予定しています。

8 質問及び回答

本件の内容に関して質問がある場合は、次の方法で質問を行うことができます。

- (1) 受付期間
「別表 1 企画提案実施スケジュール」を参照してください。
- (2) 質問方法
質問は電子メールでのみ受け付けます。次の事項を遵守してください。
ア 質問書の様式は、**5 資料及びその交付方法**にて市（業務主管課）が提示する「様式 4 質問書」とします。この様式に質問事項等を入力してください。
イ 電子メールの標題は「プロポ【質問・（提案者名）】令和 5 年度 大宮駅グランドセントラルステーション化構想推進業務」としてください。これに、アで作成した電子

データを、ファイル形式を変換せずに（拡張子を変えずに）添付し、送信してください。

ウ セキュリティの関係上、本様式以外のデータの添付を禁じます。

エ 電子メール送信後、1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」に、到達確認の電話をお願いします。

オ 受付期間内に、質問が市（業務主管課）に到達するようにしてください。受付期間内に未到達（到達確認されなかったものを含む。）の質問に対しては、一切回答しません。

カ 質問の内容は公表します（詳細は(4)のとおり）。市（業務主管課）の判断により、一部非公表とすることもあります。質問の公表によって、自己の提案内容等が他者に類推されたとしても、市（業務主管課）は一切の責任を負いません。

(3) 質問の提出先・電話連絡先

1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」を参照してください。

(4) 質問に対する回答

質問の内容及び回答は、令和5年5月10日（水）までに、さいたま市ホームページ上に公表することを予定しています。ただし、質問者の名称は公表しません。

なお、質問及び回答を公表することにより、質問者が特定される可能性や、提案内容が明らかになる可能性があるなど、質問者に不利益を与える恐れがあると認められる部分については、市（業務主管課）の判断によって、その部分を除いて公表することがあります。

【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→【プロポーザル方式】→【令和5年度 大宮駅グランドセントラルステーション化構想推進業務 企画提案の募集について】

9 企画提案書等

(1) 企画提案書の内容

要求水準書を参照のうえ、「別表3 企画提案書等一覧」及び「別表4 企画提案内容及び審査の視点」に記載されている内容を踏まえて提案書を提出してください。

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

「別表3 企画提案書等一覧」を参照してください。

イ 提出方法

持参又は書留郵便（簡易書留郵便を含む）による郵送により提出することとします。

ウ 提出期限

「別表1 企画提案実施スケジュール」を参照してください。なお、郵送の場合は、同日必着とし、郵送後に到達確認の電話をお願いします。

エ 提出場所・電話連絡先

1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」を参照してください。

(3) 企画提案書等の受理

ア 12 提案者の失格 に該当する場合は、企画提案書等を受理しません。

イ 書類の不備・不足等が確認された場合は、企画提案書等を受理しません。

ウ 「別表 3 企画提案書等一覧」で指定する書類以外は、一切受理しません。

(4) 企画提案書等の取り扱い

ア 市（業務主管課）は、提出された企画提案書等を提案者以外の者に知られることのないように取り扱います。ただし、最優秀提案者の提案については、一部（他者と比べ優位な点等）を公表することがあります。

イ 市（業務主管課）は、提出された企画提案書等を審査目的以外に提出者に無断で使用しません。

ウ 提出された企画提案書等は、事由の如何を問わず返却しません。ただし、提出期限内に提出者からの申出があった場合に限り、企画提案書等の追加・差替えができることとします。

エ 提出期限後の、企画提案書等の追加・差替えは一切認めません。

(5) 企画提案書等の到着確認に関する問合せ先

1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」を参照してください。

10 プレゼンテーション

企画提案書を補完するため、プレゼンテーションを実施します。企画提案書を提出した者は、必ず参加してください。

(1) 実施日時・場所

「別表 1 企画提案実施スケジュール」を参照してください。実施時刻の詳細及び会場については、追って通知します。

(2) 実施方法

ア 参加人数

5名以内とします。

イ 説明時間

15分以内とします。終了後、別途、質疑応答の時間を10分設けます。

ウ 説明方法

(ア) 提出した企画提案書を基にプレゼンテーションを行ってください。なお、企画提案書に記載のない新たな提案は認めません。

(イ) 市（業務主管課）は、プロジェクター（HDMI・VGAケーブルを含む。）及びスクリーンを準備します。その他プレゼンテーションに必要な機材（パソコン等）は、プレゼンテーションを行う者が準備してください。

エ 注意事項

プレゼンテーションでは、企業名を伏せて説明を行うこととします。企画提案書やその他プレゼンテーションに使用する資料等には、企業名、企業ロゴ等を記載しないでください。

オ その他

プレゼンテーションは非公開とします（録音録画等も禁じます。）。

11 審査・選定

(1) 審査方法及び審査基準

企画提案書等の内容について、「令和5年度 大宮駅グランドセントラルステーション化構想推進業務 業務事業者選定委員会」により審査を行います。

審査基準については、「別表4 企画提案内容及び審査の視点」を参照してください。

(2) 優先交渉権者の特定

提案内容が本市の要求を満たしている企画提案書について、評価を行い、最優秀提案者を優先交渉権者とします。

提出されたすべての企画提案書が本市の要求を満たさないものであると判断した場合は、優先交渉権者を選定しないことがあります。

(3) 審査結果の通知

ア 通知日

「別表1 企画提案実施スケジュール」を参照してください。

イ 通知方法

メールにより各提案者に通知します。

12 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。（提案書は無効となります。）

- (1) 4 参加資格に掲げる要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 見積金額が要求水準書に記載されている予算の上限額を超えている場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合

13 契約方法等

- (1) 最優秀提案者と契約条件を協議の上、契約を締結します。
- (2) 委託業務内容の詳細は、受託者と市（業務主管課）との協議により決定します。

- (3) 契約金額は原則として、提出した見積書に記載された額を超えないこととします。
ただし、契約条件を協議した結果、委託者の意向により仕様を追加する場合はこの限りではありません。
- (4) 契約条件を協議した結果、合意に至らなかった場合、(5)に該当することとなった場合又は 12 提案者の失格に該当することが判明した場合は、次点の提案者と協議することとします。
- (5) 最優秀提案者特定の日から翌日から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外となった者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがあります。
- (6) 契約方法に関する事項
 - ア (1)の契約条件の協議は、1 ページに記載の「業務主管課(問合せ先及び提出先)」と行うこととします。
 - イ 契約書は2通作成し、市(業務主管課)及び受託者で双方各1通を保有するものとします。なお、契約金額の表示は消費税(10%)を内書きで記載するものとします。

14 その他

- (1) 提出された書類は、情報公開請求により公開することがある。
- (2) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届(様式は任意)を提出すること。

別表1 企画提案実施スケジュール

企画提案募集開始
令和5年4月18日(火)
・告示、さいたま市ホームページにて募集情報公開開始
資料交付期間
令和5年4月18日(火)から令和5年5月8日(月)正午まで
・交付方法は3ページに記載の「資料及びその交付方法」のとおり
参加申込手続き期間
令和5年4月18日(火)から令和5年5月8日(月)正午まで
・「様式1 参加申込兼資格確認申請書、様式2 誓約書、様式8～11 共同企業体関係書類(単体企業で参加する場合は提出不要)」を用いること
参加資格の確認通知
令和5年5月10日(水)までに通知予定
・メールにより通知
質問受付期間
令和5年4月18日(火)から令和5年5月8日(月)正午まで
・電子メールでのみ受け付ける。「様式4 質問書」を用いること
・回答は令和5年5月10日(水)までにさいたま市HPに掲載予定
企画提案書等受付期間
令和5年5月10日(水)から令和5年5月22日(月)まで
・提出書類については、別表2及び別表3を参照
プレゼンテーション
令和5年5月26日(金)実施予定
・実施時刻の詳細及び会場については、追って通知
審査結果通知
令和5年6月上旬頃に通知予定
・メールにより通知
契約
令和5年6月上旬頃を予定

注1：本件の詳細については、必ず実施要項本文にて確認すること。

注2：本件にかかる書類等の受付時間については、時間の指定がある場合を除き、「さいたま市の休日

を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで」

とします。

別表2 各種様式

様式番号	様式名
様式1	参加申込兼資格確認申請書
様式2	誓約書
様式4	質問書
様式5	企画提案書表紙
様式6	業務経歴書
様式7	業務の実施体制調書
様式8	共同企業体プロポーザル参加申込兼資格確認申請書 (単体企業で本プロポーザルに参加する場合は提出不要)
様式9	共同企業体協定書 (単体企業で本プロポーザルに参加する場合は提出不要)
様式10	共同企業体協定書第8条に基づく協定書 (単体企業で本プロポーザルに参加する場合は提出不要)
様式11	委任状 (単体企業で本プロポーザルに参加する場合は提出不要)

別表3 企画提案書等一覧

書類名		内容	様式	部数
①	企画提案書表紙	—	様式5	1部
②	企画提案書	要求水準書「6 業務内容」の各項目に対し、現段階での構想、実施方法等の企画提案を作成すること	任意	10部 (正本1部、 副本9部)
③	業務工程表	作業スケジュール	任意	
④	業務経歴書	業務実績等	様式6	
⑤	業務の 実施体制調書	受託業務実施体制(現場責任者、担当者、 人員の履歴等)	様式7	
⑥	会社概要	名称、代表者名、設立年月日、経歴、資本金、従業員、本店支店の所在地、業務内容等(上の項目があれば会社パンフレット等による提出可)	任意	1部
⑦	見積書	見積範囲は、委託業務の一切の経費を含む。見積内訳書も作成すること。	任意	1部
<p>*②～⑤までの書類は順番にファイルに綴じ込み提出すること。また、別表3の「書類名」ごとにインデックスを付すこと。</p> <p>*提出書類は上表「② 企画提案書」を除き、日本工業規格A列4番の企画で統一(縦横問わず)して作成すること(作成済みのパンフレット等を除く。)。なお、「② 企画提案書」は日本工業規格A列3番で4枚以内とすること。</p> <p>*①企画提案書表紙(様式5)、⑥会社概要及び⑦見積書以外には企業名、企業ロゴ等を記載しないこと。(ファイルにも企業名、ロゴ等を記載しないこと。)</p>				

別表4 企画提案内容及び審査の視点

評価項目		評価基準	配点	特に 良い	良い	普通	やや 劣る	劣る	
1	実施 体制 ・ 技術 力	業務の実施体制	・効率的な業務運営が可能な実施体制か。 ・各分野での技術者の配置は適当か。	10	10	8	6	4	2
		予定技術者の技 術力	(現場責任者及び技術管理者について) ・保有する資格 ・当該部門の従事期間 ・同様あるいは類似する業務の実績 ・地域精通度 ・手持ち業務の状況を踏まえた本業務への専任性	10	10	8	6	4	2
2	業務実績		確実な提案を期待できる実績を有しているか。 ・同様あるいは類似する業務の実績数 ・国内外通じて良好な実績数	5	5	4	3	2	1
3	業務実施 方針	GCS 構想 等の理解度	・大宮駅グランドセントラルステーション化構想の内容を 理解しているか ・大宮GCSプラン2020の内容・進捗状況を理解してい るか ・GCSの事業全体を総括した進め方の提案か	15	15	12	9	6	3
		独自性・ 実効性	・他都市とは異なる大宮ならではの独自性のある提案か ・実効性を兼ね備えた提案か ・段階的に履行状況が確認できるよう工夫されているか	15	15	12	9	6	3
		画期性	・高度な創造性、技術力、専門的経験に基づき、目的をより 効果的に達成するための画期的な提案か ・進化する技術や新たな手法等を活用した提案か	15	15	12	9	6	3
		会議等運営 の円滑性	・会議等を進めるにあたり、円滑に運営できるような提案か ・出席者の意見が反映されるよう工夫されているか	15	15	12	9	6	3
4	関係者との合意形成		・関係者に対して、検討段階から積極的に意見を聴取する提 案となっているか ・円滑な合意形成が図られるような工夫・提案か	15	15	12	9	6	3
5	見積価格		・提案内容と照らし合わせ、見積価格は、精査された妥当な 内容となっているか。 ・内訳に無理はないか	※					
合計（審査委員一人あたり）				100	(合計点数)				

※見積額には評価点を付さないが、次のとおり取扱うので留意すること。

①最優秀提案者を特定する際に使用することがある。②要求水準書にて示す本プロポーザルの予算の上限額を上回る額の見積額を提示した場合、この見積額を提示したものは本プロポーザルの参加資格を失う。参加資格を失った者の提案書の評価（採点、順位付け等）は行わない。

令和5年度 大宮駅グランドセントラルステーション化構想推進業務

要求水準書

1 業務名

令和5年度 大宮駅グランドセントラルステーション化構想推進業務

2 履行期間

契約締結日から令和6年3月22日まで

3 履行場所

さいたま市大宮区大門町一丁目地内外

4 予算の上限額

61,424,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

5 業務の目的

本市では、大宮駅周辺街区のまちづくり、駅前広場を中心とした交通基盤整備、駅機能の高度化を三位一体で推進するため、「大宮駅グランドセントラルステーション化構想」（以下「GCS構想」という。）を策定し、令和3年3月、構想を具体的かつ実現可能なものとしていくために「大宮GCSプラン2020」をとりまとめた。

本業務は、GCS構想を推進するため、大宮GCSプラン2020に記載しているまちづくりガイドライン案及び個別整備計画等の検討を深度化し、大宮GCSプラン2020を時点更新するとともに、各種基盤施設等の都市計画手続きに向けた具体的な検討・調整を行うことを目的とする。検討・調整にあたっては、各種会議や関係機関、地元団体との合意形成を円滑に遂行するための提案をすること。また、業務スケジュールを作成しマイルストーンを設定するなど、業務の進捗状況を把握できるように工夫すること。

■ 特記事項 ■

本業務は、公募型プロポーザル方式により事業者を審査・選考する。

本業務では、次項以降に記載のある業務内容を想定しているが、それらを画期的かつ合理的でより良い成果とするための提案を求める。

提案者においては、高度な創造性・技術力・専門的経験に基づき、想定する業務内容をよく把握した上で、業務の目的をより効果的・効率的に達成するための民間事業者の技術・知識等を活用した良い提案をお願いしたい。

<参考ウェブページ>

大宮駅グランドセントラルステーション化構想について

<https://www.city.saitama.jp/001/010/015/004/007/001/001/index.html>

大宮GCSプラン2020について

<https://www.city.saitama.jp/001/010/015/004/007/001/002/index.html>

大宮グランドセントラルステーション化構想の推進に係る各種会議について

<https://www.city.saitama.jp/001/010/015/004/007/002/index.html>

6 業務内容

(1) 大宮GCSプラン2020の更新

1) まちづくりガイドラインの更新・見直し

過年度に素案を作成したまちづくりガイドラインについて、民間開発街区の取組みや関係者等との意見交換を通して得られた課題事項や、エネルギープラント・ライフラインなどの新たな検討事項、民間街区の公共貢献などを踏まえて、更新・見直しを検討する。また、駅前広場の立体都市計画に必要な計画素案を作成する。

2) パブリックコメント用資料作成・とりまとめ

まちづくりガイドライン案、個別整備計画などの最新の検討状況を踏まえた上で、パブリックコメントの実施資料作成及び結果とりまとめを行い、GCSプラン2020を更新する。

▶提案を求める事項

大宮GCSプラン2020の更新では上記の業務内容を想定しているが、1)については、市民をはじめ、より多くの方々に検討内容が伝わり、関係者が一つになって大宮の将来像を描くことの出来るような検討のプロセスやとりまとめ方策などに対する画期的な提案を求める。

(2) 大宮GCSプランの進捗管理（全体統合図の更新・課題検討）

R4年度業務までの検討・調整内容を踏まえて、GCS構想に関わる各プロジェクトの計画図を鉄道事業者や民間開発街区関係者等から受領し、それらのデータを用いて図面を統合・更新するとともに、視覚的に理解ができるようパースや模型図も統合・更新する。また、統合した計画図について、関係者で共有するための体裁の調整、課題点の抽出を行う。

- ・パース 3カット程度
- ・模型図 縮尺：1／750 範囲：駅前開発街区（過年度に制作した模型の更新）

▶提案を求める事項

大宮GCSプランの進捗管理（全体統合図の更新・課題検討）では上記の業務内容を想定しているが、1)については、市民をはじめ、より多くの方々に検討内容が視覚的に伝わるような画期的な提案を求める。

(3) 交流広場の検討

公共的空間等検討エリアを主とした交流広場について、役割・機能や整備イメージを検討する。

▶**提案を求める事項**

交流広場の検討では上記の業務内容を想定しているが、今回創出する交流広場が未来の大宮にとって価値のあるものとなり、東日本の対流拠点としてふさわしい空間となるとともに、様々な活動が展開されることで賑わいと経済活動が生み出される多様性のある広場となるような画期的な提案を求める。

(4) 新東西通路等ネットワークの検討

1) 新東西通路等及び駅改良計画に係る事業の実現化方策の検討

R4年度の新東西通路等の関係者間の役割等の検討や駅改良計画案における基本事項の合意に向けた役割分担等の調整を踏まえ、維持管理に関する役割分担などの実現化策の検討を深化し、関係者との調整を技術的に支援する。

2) 西口将来像の検討

大宮駅西口の全体的な賑わいを検討するため、新東西通路の西口顔づくり空間検討状況や大栄橋交差点までの整備形態を考慮しつつ、駅周辺の関係者等との協議調整や回遊動線のあり方の検討を行い、新たな西口の将来像を検討する。

▶**提案を求める事項**

新東西通路等ネットワークの検討では上記の業務内容を想定しているが、以下の事項について、より良い提案を求める。

1) 新東西通路等及び駅改良計画に係る事業の実現化方策の検討関連

- ・関係者との役割分担等の基本的な合意に向けた円滑な合意形成のプロセス及び協議内容の提案

2) 西口将来像の検討関連

- ・駅周辺の関係者との円滑な合意形成のプロセス及び協議内容の提案
- ・駅周辺の回遊動線を向上するための画期的かつ合理的な検討方法及び将来像の提案

(5) ランドマークの検討

最新のGCSの検討状況やコンセプトの検討を踏まえて、大宮にふさわしいランドマークのあり方を検討する。

▶**提案を求める事項**

ランドマークの検討では上記の業務内容を想定しているが、今回創出するランドマークが未来の大宮にとって価値のあるものとなり、東日本の対流拠点として市民や来街者から愛されるものとなるよう、検討のプロセスも含めた画期的な提案を求める。

(6) 仮設駅前広場の検討

1) 平面検討

駅前広場の配置計画案を3案程度作成し、概略的な比較検討を行うとともに、課題を抽出・整理する。

2) 交差点設計

駅前広場と周辺道路との接続部（2箇所）の交差点設計を行う。

3) 施工法の検討

旧大宮区役所跡地を一時移転先として想定している暫定駅前広場は、東口駅前広場の工事状況により必要となるバスバースの数など求められる機能が段階的に変化する。これらの条件を考慮し、工区分けを含め施工方法を提案するとともに、最適な施工手順を検討し、工程表を作成する。

4) 事業費の算定

資金計画に必要な概略の事業費を算出する。

▶提案を求める事項

仮設駅前広場の検討では上記の業務内容を想定しているが、3)については、駅前の狭小空間における開発街区のまちづくりに柔軟に対応し、公共事業、鉄道事業の事業時期に応じて臨機応変に駅前広場機能を発揮できるような画期的な提案を求める。

(7) 区画整理事業スキームの検討

最新の地権者の意向を踏まえ、既存の事業計画を修正・調整するため、以下の作業を行う。（区域面積 約0.9ha、権利者数12者程度）

1) 事業計画の作成（変更）

整理前面積は、現況測量の成果をもとに整理する。整理後面積は、地権者の意向を踏まえた土地利用計画の変更を踏まえ整理する。以上の整理前後の整理結果を踏まえ、事業計画の面積、減歩率及び事業費等を変更する。

2) 暫定換地割込の修正

前項の事業計画の変更を踏まえ、暫定換地検討を修正するとともに、必要な土地評価を行う。

(8) 都市計画図書の作成

①駅前広場（地下及びコンコースレベルを含む）、②駅前区画整理、③大宮中央通線（駅前広場～氷川参道区間）の都市計画に必要な図書（一式）を作成する。

(9) 事業化推進活動支援

下記会議への出席、資料及び議事録の作成等を含めた運営支援を行う。

1) 大宮GCS推進戦略会議運営支援(2回程度)

都市計画、建築、経済、商業、観光等の有識者による、ウィズコロナ及びポストコロナ時代に求められる大宮駅周辺地域のまちづくりについて意見交換を行う「大宮GCS推進戦略会議」の開催を支援する。

なお、開催にあたっては広く市民から意見を徴収する形式で行い、会議の進行については専門の司会者を用いること。(随行・事務局等も含めた出席者人数：20名程度)

2) 大宮GCSまちづくり調整会議運営支援(2回程度)

各開発街区や交通事業者、有識者、関係行政機関等で構成され、GCS全体調整や進行管理、プロジェクトチーム等の内容調整を行う「大宮GCSまちづくり調整会議」の開催を支援する。(随行・事務局等も含めた出席者人数：130名程度)

3) 個別プロジェクトチーム運営支援

まちづくりガイドラインや都市基盤に関する検討・調整のため、駅周辺関係者等から構成される個別プロジェクトチームへの出席、資料・議事録の作成等の支援を行う。(随行・事務局等も含めた出席者人数：30名程度)

① まちづくりガイドライン・都市機能プロジェクトチーム(3回程度)

② 駅前広場プロジェクトチーム(2回程度)

③ 新東西通路プロジェクトチーム及び分科会(4回程度)

4) 駅前開発街区検討会・プラットフォーム運営支援

駅前開発街区6地区の街区間連携や情報共有を行うための駅前開発街区検討会の運営支援、エリア単位(大門町・宮町の2エリアを想定)でのコンセプトやガイドラインについて検討を行うプラットフォームの運営支援を行う。検討会・プラットフォームは3回の開催を想定する。(随行・事務局等も含めた出席者人数：30名程度)

▶ 提案を求める事項

事業化推進活動支援では上記の業務内容を想定している。

1)、2)の会議は「さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱」に基づく会議である。

3)、4)の会議等については、関係者とテーマに応じた議論・認識を深める場である。これらは多くの会議体が複合的に係わり複雑に関係しているため、事業の円滑な推進に向けてより良い成果となるよう、合理的かつ効果的な提案を求める。

(10) 大宮駅周辺街区まちづくり支援

1) 駅前開発街区の事業推進に関する協議支援

GCSプランと駅前開発街区の各開発計画との個別調整を図るため、駅前広場・鉄道施設に接する地区（3地区程度）を支援するコンサルタント・事業協力者等との協議支援を行う。協議は6回を想定する。

2) 駅前開発街区の事業化支援

駅前開発街区の事業の進捗を把握するため、各地区（3地区程度）の役員会等への出席や個別権利者との会合に出席し、事業に対する助言等の技術的支援を行う。技術的支援は6回を想定する。

3) GCSニュースの発行支援

GCS関連の最新の検討状況を市民に周知するためGCSニュースの発行の支援（2回程度）を行う。（A4、2ページ、1500部）

▶提案を求める事項

大宮駅周辺街区まちづくり支援では上記の業務内容を想定しているが、1)、2)については都市計画決定に向けた手続きの開始という目標のもと、行政が主導する公共施設の計画と民間側が主導する開発計画を総合的に調整し、決められたスケジュールの中で整理する必要がある。そのため、開発街区権利者等の理解促進と円滑な合意形成による事業推進の加速化に向けて、合理的かつ効果的な提案を求める。

(11) 協議・成果とりまとめ

1) 打合せ協議

上記の業務内容を進める上で必要となる打合せ協議を行う。（着手時、中間3回、納品時の計5回程度）

2) 関係機関協議支援

上記のほかに、検討の深度化を図る上で必要となる関係者協議（関係権利者等）の実施を支援する。（3回程度）

3) 報告書作成

上記の業務内容をまとめたうえで、報告書を作成する。

7. 成果品

受託者は、作業完了後速やかに以下の成果品を委託者に提出すること。なお、本業務は、業務成果を電子データで納品する「電子納品」の対象であり、「電子納品」にあたっては「さいたま市電子納品要領（簡易普及版）（令和3年3月）」（以下「要領」という。）を適用する。この要領に定めのない事項については、別途監督員と協議するものとする。

- (1) 報告書（くるみ製本）A4版 3冊（概要版含む）
- (2) 電子媒体（DVD-R） 1式
- (3) その他委託者が必要と認めるもの

8. 現場責任者及び技術管理者の要件

受託者は、本業務における現場責任者及び技術管理者を定めるものとし、技術管理者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、シビルコンサルティングマネージャ（RC CM）、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者）等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。

9. ウィルス対策

受託者は、電子納品時のみならず、委託者に業務に関する事項について、電子データを提出する際は、ウィルス対策を実施したうえで提出しなければならない。また、ウィルスチェックは常に最新の定義ファイル（バージョン）に更新したもので実行しなければならない。

10. ウィークリースタンスの実施

本業務は、ウィークリースタンスの対象業務である。業務環境を改善するため、業務着手時の初回打合せにおいて、受発注者間で取り組む意思及び内容を確認し、次の取組内容を設定する。

- (1) 月曜日を依頼の期限日としない（マンデー・ノーピリオド）
- (2) 水曜日は定時の帰宅に心掛ける（ウェンズデー・ホーム）
- (3) 土・日曜日に休暇が取れるように金曜日には依頼しない（フライデー・ノーリクエスト）
- (4) その他、任意に設定する

11. その他

- (1) 本要求水準書に記載のない事項及び疑義がある場合は、担当者と事前に協議し、その指示に従うこと。
- (2) 受託者は、事業実施にあたり、適宜委託者との協議を行うこと。
- (3) 本要求水準書で定める事項に逸脱する行為が受託者に認められた場合には、委託者は再調査の実施又は業務の中止を受託者に命じることがある。

- (4) 受託者は、業務執行中に不測の事故等が発生した場合には、直ちに委託者に連絡するとともに、適切な処置を行わなければならない。
- (5) 本業務を行うにあたり、第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理することとし、その経費は委託料に含む。
- (6) 本業務に関する著作権、その他の権利はすべて委託者に帰属するものとする。ただし、必要な場合には委託者の許可のもとを使用することを認めるものとする。
- (7) 受託者は、当該業務の遂行に際して知り得た情報等については、いかなる理由を以つても業務期間中及び業務期間終了後に第三者に漏らしてはならない。
- (8) 本業務の遂行に係る各種法令等を遵守するほか、「さいたま市契約規則」、「さいたま市業務委託契約基準約款及び別記・情報セキュリティ特記事項」の規定を遵守することとする。

さいたま市告示第723号

公募型プロポーザル方式の手続きの開始

令和5年度 大宮駅周辺地区交通需要マネジメント等検討業務について、業務委託事業者を公募型プロポーザル方式にて選定するため、次のとおり告示する。

令和5年4月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1. 募集概要

- 件名 令和5年度 大宮駅周辺地区交通需要マネジメント等検討業務
履行期間 契約締結日から令和6年3月22日まで
選定方法 企画提案者のプレゼンテーションの内容を審査する選考委員会を設置し、予め定めた選定基準に基づいて審査を行い、最優秀提案者を特定する。

2. 公募に関する情報

企画提案実施要項・要求水準書 別紙のとおり

令和5年5月8日（月）正午	参加申込手続き・質問受付期限
令和5年5月10日（水）頃	参加資格の確認通知・質問に対する回答
令和5年5月22日（月）午後4時	企画提案書等提出期限
令和5年5月26日（金）	プレゼンテーション実施日
令和5年6月上旬	審査結果通知

この情報はさいたま市WEBサイト内でも公開しており、応募に必要な書類をダウンロードできる。

【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→【プロポーザル方式】→【令和5年度 大宮駅周辺地区交通需要マネジメント等検討業務 企画提案の募集について】

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所 都市局 都心整備部 東日本交流拠点整備課 基盤整備推進係
(2) 電話 048(646)3281
(3) FAX 048(646)3292

令和5年度 大宮駅周辺地区交通需要マネジメント等検討業務 企画提案実施要項

本件への参加に際しては、必ず令和5年度 大宮駅周辺地区交通需要マネジメント等検討業務に関する告示「公募型プロポーザル方式の手続き開始」及び「令和5年度 大宮駅周辺地区交通需要マネジメント等検討業務企画提案実施要項（以下、「実施要項」という。）」をお読みください。また、次の事項にご留意ください。

- (1) 提案者は、本書及びその他交付資料等を熟読し、遵守してください。
- (2) 本件の手続きに係る一切の経費は、提案者の負担とします。
- (3) 提出された書類は、返却しません。

業務主管課（問合せ先及び提出先）	
担当	さいたま市 都市局 都心整備部 東日本交流拠点整備課
所在地	さいたま市大宮区吉敷町一丁目124-1 (大宮区役所6階)
TEL	048-646-3281
メールアドレス	higashinohon-kyoten-seibi@city.saitama.lg.jp

※本件にかかる書類等の受付時間については、時間の指定がある場合を除き、「さいたま市の休日定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで」とします。

1 業務の目的及び概要

「令和5年度 大宮駅周辺地区交通需要マネジメント等検討業務要求水準書」（以下、「要求水準書」という。）を参照してください。

2 業務の実施

本業務は、公募型プロポーザル方式により受託者を選定し、実施します。

なお、実施内容については、要求水準書及び企画提案書に基づき、委託者と受託者の協議の上、必要に応じ調整を行い、契約内容として決定します。

3 スケジュール

契約締結までの事務手続きのスケジュールは、「別表1 企画提案実施スケジュール」のとおりです。

4 参加資格

本件に参加（企画提案書の提出）を希望する者は、特定業務委託共同企業体（以下「特定共同企業体」という。）又は単体企業のいずれかで、次の全ての要件を満たしていなければならない。

（1）特定共同企業体の場合

次に掲げるア～エの全ての要件を満たす構成員により結成されたものとし、その結成方法は、オによるものとする。

ア 本プロポーザルの周知（通知）日において、令和5・令和6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）（以下「名簿」という。）に、代表構成員については、業務「建設コン／都市施設」及び「建設コン／開発事業」に、構成員については、業務「建設コン／都市施設」「建設コン／開発事業」のいずれか1つに登載されていること。

イ 次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

ウ 本プロポーザルの周知（通知）日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- エ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協同組合にあっては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本プロポーザルに参加していないこと。
- オ 特定共同企業体の結成方法は、2者又は3者による自主結成とし、特定共同企業体協定書を締結していなければならない。また、次に掲げる要件を満たしていなければならない。
 - (ア) 構成員の出資比率は、次のとおりとすること。
 - a 2者の場合 30パーセント以上
 - b 3者の場合 20パーセント以上
 - (イ) 代表構成員の出資比率は、構成員中最大とすること。
 - (ウ) 構成員は、本プロポーザルに係る他の特定共同企業体の構成員以外で構成すること。

(2) 単体企業の場合

上記（1）に掲げる要件（オ以外）を全て満たしていること。また、本プロポーザルに係る特定共同企業体の構成員として本プロポーザルに参加していないこと。

5 資料及びその交付方法

(1) 交付資料

- ア 実施要項
- イ 要求水準書
- ウ 提出書類各種様式（「別表2 各種様式」参照）

(2) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロードできます。

【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→【プロポーザル方式】→【令和5年度 大宮駅周辺地区交通需要マネジメント等検討業務 企画提案の募集について】

(3) その他

- ア (1)ア～ウの資料は、本件以外で使用することはできません。
- イ さいたま市契約規則及びさいたま市業務委託契約基準約款は、さいたま市ホームページにてご確認ください。
 - (ア) さいたま市契約規則
 - 【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→【契約関係規程集】→【共通】→【共通（規程集）】→【さいたま市例規集】
 - (イ) さいたま市業務委託契約基準約款
 - 【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→

【契約関係規程集】 → 【契約約款】 → 【契約約款（規程集）】

6 説明会

- (1) 本件にかかる説明会は、開催しません。
- (2) 本件の内容に関する質問がある場合については、**8 質問及び回答**を参照してください。

7 参加申込手続き

本件への参加（企画提案書の提出）を希望する者は、次により必要書類を提出してください。

- (1) 提出書類
 - ・「別表 2 各種様式」で示す「様式 1 参加申込兼資格確認申請書」
 - ・「別表 2 各種様式」で示す「様式 2 誓約書」
 - ・「別表 2 各種様式」で示す「様式 8～11（共同企業体関係書類）」（単体企業で本プロポーザルに参加する場合は提出不要）
- (2) 提出方法
持参又は書留郵便（簡易書留郵便を含む）による郵送により提出することとします。
- (3) 提出期限
「別表 1 企画提案実施スケジュール」を参照してください。なお、郵送の場合は、同日必着とし、郵送後に到達確認の電話をお願いします。
- (4) 提出場所・電話連絡先
1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」を参照してください。
- (5) 参加資格の確認
参加申込の申請を行った者に対しては、本件への参加資格の有無にかかる通知を、令和 5 年 5 月 10 日（水）までにメールでの通知を予定しています。

8 質問及び回答

本件の内容に関して質問がある場合は、次の方法で質問を行うことができます。

- (1) 受付期間
「別表 1 企画提案実施スケジュール」を参照してください。
- (2) 質問方法
質問は電子メールでのみ受け付けます。次の事項を遵守してください。
ア 質問書の様式は、**5 資料及びその交付方法**にて市（業務主管課）が提示する「様式 4 質問書」とします。この様式に質問事項等を入力してください。
イ 電子メールの標題は「プロポ【質問・（提案者名）】令和 5 年度 大宮駅周辺地区交通需要マネジメント等検討業務」としてください。これに、アで作成した電子データ

- を、ファイル形式を変換せずに（拡張子を変えずに）添付し、送信してください。
- ウ セキュリティの関係上、本様式以外のデータの添付を禁じます。
- エ 電子メール送信後、1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」に、到達確認の電話をお願いします。
- オ 受付期間内に、質問が市（業務主管課）に到達するようにしてください。受付期間内に未到達（到達確認されなかったものを含む。）の質問に対しては、一切回答しません。
- カ 質問の内容は公表します（詳細は(4)のとおり）。市（業務主管課）の判断により、一部非公表とすることもあります。質問の公表によって、自己の提案内容等が他者に類推されたとしても、市（業務主管課）は一切の責任を負いません。

(3) 質問の提出先・電話連絡先

1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」を参照してください。

(4) 質問に対する回答

質問の内容及び回答は、令和5年5月10日（水）までに、さいたま市ホームページ上に公表することを予定しています。ただし、質問者の名称は公表しません。

なお、質問及び回答を公表することにより、質問者が特定される可能性や、提案内容が明らかになる可能性があるなど、質問者に不利益を与える恐れがあると認められる部分については、市（業務主管課）の判断によって、その部分を除いて公表することがあります。

【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→【プロポーザル方式】→【令和5年度 大宮駅周辺地区交通需要マネジメント等検討業務 企画提案の募集について】

9 企画提案書等

(1) 企画提案書の内容

要求水準書を参照のうえ、「別表3 企画提案書等一覧」及び「別表4 企画提案内容及び審査の視点」に記載されている内容を踏まえて提案書を提出してください。

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

「別表3 企画提案書等一覧」を参照してください。

イ 提出方法

持参又は書留郵便（簡易書留郵便を含む）による郵送により提出することとします。

ウ 提出期限

「別表1 企画提案実施スケジュール」を参照してください。なお、郵送の場合は、同日必着とし、郵送後に到達確認の電話をお願いします。

エ 提出場所・電話連絡先

1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」を参照してください。

(3) 企画提案書等の受理

ア 12 提案者の失格 に該当する場合は、企画提案書等を受理しません。

イ 書類の不備・不足等が確認された場合は、企画提案書等を受理しません。

ウ 「別表 3 企画提案書等一覧」で指定する書類以外は、一切受理しません。

(4) 企画提案書等の取り扱い

ア 市（業務主管課）は、提出された企画提案書等を提案者以外の者に知られることのないように取り扱います。ただし、最優秀提案者の提案については、一部（他者と比べ優位な点等）を公表することがあります。

イ 市（業務主管課）は、提出された企画提案書等を審査目的以外に提出者に無断で使用しません。

ウ 提出された企画提案書等は、事由の如何を問わず返却しません。ただし、提出期限内に提出者からの申出があった場合に限り、企画提案書等の追加・差替えができることとします。

エ 提出期限後の、企画提案書等の追加・差替えは一切認めません。

(5) 企画提案書等の到着確認に関する問合せ先

1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」を参照してください。

10 プレゼンテーション

企画提案書を補完するため、プレゼンテーションを実施します。企画提案書を提出した者は、必ず参加してください。

(1) 実施日時・場所

「別表 1 企画提案実施スケジュール」を参照してください。実施時刻の詳細及び会場については、追って通知します。

(2) 実施方法

ア 参加人数

5名以内とします。

イ 説明時間

15分以内とします。終了後、別途、質疑応答の時間を10分設けます。

ウ 説明方法

(ア) 提出した企画提案書を基にプレゼンテーションを行ってください。なお、企画提案書に記載のない新たな提案は認めません。

(イ) 市（業務主管課）は、プロジェクター（HDMI・VGAケーブルを含む。）及びスクリーンを準備します。その他プレゼンテーションに必要な機材（パソコン等）は、プレゼンテーションを行う者が準備してください。

エ 注意事項

プレゼンテーションでは、企業名を伏せて説明を行うこととします。企画提案書やその他プレゼンテーションに使用する資料等には、企業名、企業ロゴ等を記載しないでください。

オ その他

プレゼンテーションは非公開とします（録音録画等も禁じます。）。

11 審査・選定

(1) 審査方法及び審査基準

企画提案書等の内容について、「令和5年度 大宮駅周辺地区交通需要マネジメント等検討業務 業務事業者選定委員会」により審査を行います。

審査基準については、「別表4 企画提案内容及び審査の視点」を参照してください。

(2) 優先交渉権者の特定

提案内容が本市の要求を満たしている企画提案書について、評価を行い、最優秀提案者を優先交渉権者とします。

提出されたすべての企画提案書が本市の要求を満たさないものであると判断した場合は、優先交渉権者を選定しないことがあります。

(3) 審査結果の通知

ア 通知日

「別表1 企画提案実施スケジュール」を参照してください。

イ 通知方法

メールにより各提案者に通知します。

12 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。（提案書は無効となります。）

- (1) 4 参加資格に掲げる要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 見積金額が要求水準書に記載されている予算の上限額を超えている場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合

13 契約方法等

- (1) 最優秀提案者と契約条件を協議の上、契約を締結します。
- (2) 委託業務内容の詳細は、受託者と市（業務主管課）との協議により決定します。
- (3) 契約金額は原則として、提出した見積書に記載された額を超えないこととします。

ただし、契約条件を協議した結果、委託者の意向により仕様を追加する場合はこの限りではありません。

- (4) 契約条件を協議した結果、合意に至らなかった場合、(5)に該当することとなった場合又は 12 提案者の失格に該当することが判明した場合は、次点の提案者と協議することとします。
- (5) 最優秀提案者特定の日翌日から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外となった者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがあります。
- (6) 契約方法に関する事項
 - ア (1)の契約条件の協議は、1 ページに記載の「業務主管課(問合せ先及び提出先)」と行うこととします。
 - イ 契約書は2通作成し、市(業務主管課)及び受託者で双方各1通を保有するものとします。なお、契約金額の表示は消費税(10%)を内書きで記載するものとします。

14 その他

- (1) 提出された書類は、情報公開請求により公開することがある。
- (2) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届(様式は任意)を提出すること。

別表1 企画提案実施スケジュール

企画提案募集開始
令和5年4月18日(火)
・告示、さいたま市ホームページにて募集情報公開開始
資料交付期間
令和5年4月18日(火)から令和5年5月8日(月)正午まで
・交付方法は3ページに記載の「資料及びその交付方法」のとおり
参加申込手続き期間
令和5年4月18日(火)から令和5年5月8日(月)正午まで
・「様式1参加申込兼資格確認申請書、様式2誓約書、様式8～11共同企業体関係書類(単体企業で参加する場合は提出不要)」を用いること
参加資格の確認通知
令和5年5月10日(水)までに通知予定
・メールにより通知
質問受付期間
令和5年4月18日(火)から令和5年5月8日(月)正午まで
・電子メールでのみ受け付ける。「様式4 質問書」を用いること
・回答は令和5年5月10日(水)までにさいたま市HPに掲載予定
企画提案書等受付期間
令和5年5月10日(水)から令和5年5月22日(月)まで
・提出書類については、別表2及び別表3を参照
プレゼンテーション
令和5年5月26日(金)実施予定
・実施時刻の詳細及び会場については、追って通知
審査結果通知
令和5年6月上旬頃に通知予定
・メールにより通知
契約
令和5年6月上旬頃を予定

注1：本件の詳細については、必ず実施要項本文にて確認すること。

注2：本件にかかる書類等の受付時間については、時間の指定がある場合を除き、「さいたま市の休日

を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで」とします。

別表 2 各種様式

様式番号	様式名
様式 1	参加申込兼資格確認申請書
様式 2	誓約書
様式 4	質問書
様式 5	企画提案書表紙
様式 6	業務経歴書
様式 7	業務の実施体制調書
様式 8	共同企業体プロポーザル参加申込兼資格確認申請書 (単体企業で本プロポーザルに参加する場合は提出不要)
様式 9	共同企業体協定書 (単体企業で本プロポーザルに参加する場合は提出不要)
様式 10	共同企業体協定書第 8 条に基づく協定書 (単体企業で本プロポーザルに参加する場合は提出不要)
様式 11	委任状 (単体企業で本プロポーザルに参加する場合は提出不要)

別表3 企画提案書等一覧

書類名		内容	様式	部数
①	企画提案書表紙	—	様式5	1部
②	企画提案書	要求水準書「6 業務内容」の各項目に対し、現段階での構想、実施方法等の企画提案を作成すること	任意	10部 (正本1部、 副本9部)
③	業務工程表	作業スケジュール	任意	
④	業務経歴書	業務実績等	様式6	
⑤	業務の 実施体制調書	受託業務実施体制(現場責任者、担当者、 人員の履歴等)	様式7	
⑥	会社概要	名称、代表者名、設立年月日、経歴、資本金、従業員、本店支店の所在地、業務内容等(上の項目があれば会社パンフレット等による提出可)	任意	1部
⑦	見積書	見積範囲は、委託業務の一切の経費を含む。見積内訳書も作成すること。	任意	1部
<p>*②～⑤までの書類は順番にファイルに綴じ込み提出すること。また、別表3の「書類名」ごとにインデックスを付すこと。</p> <p>*提出書類は上表「② 企画提案書」を除き、日本工業規格A列4番の企画で統一(縦横問わず)して作成すること(作成済みのパンフレット等を除く。)。なお、「② 企画提案書」は日本工業規格A列3番で4枚以内とすること。</p> <p>*①企画提案書表紙(様式5)、⑥会社概要及び⑦見積書以外には企業名、企業ロゴ等を記載しないこと。(ファイルにも企業名、ロゴ等を記載しないこと。)</p>				

別表4 企画提案内容及び審査の視点

評価項目			評価基準	配点	特に 良い	良い	普通	やや 劣る	劣る
1	実施 体制 ・ 技術 力	業務の実施体制	・効率的な業務運営が可能な実施体制か。 ・各分野での技術者の配置は適当か。	10	10	8	6	4	2
		予定技術者の技 術力	(現場責任者及び技術管理者について) ・保有する資格 ・当該部門の従事期間 ・同様あるいは類似する業務の実績 ・地域精通度 ・手持ち業務の状況を踏まえた本業務への専任性	10	10	8	6	4	2
2	業務実績		確実な提案を期待できる実績を有しているか。 ・同様あるいは類似する業務の実績数 ・国内外通じて良好な実績数	5	5	4	3	2	1
3	業務実施 方針	GCS 構想 等の理解度	・大宮駅グランドセントラルステーション化構想の内容を 理解しているか ・大宮GCSプラン2020の内容・進捗状況を理解してい るか	15	15	12	9	6	3
		独自性・ 実効性	・他都市とは異なる大宮ならではの独自性のある提案か ・実効性を兼ね備えた提案か ・段階的に履行状況が確認できるよう工夫されているか	15	15	12	9	6	3
		画期性	・高度な創造性、技術力、専門的経験に基づき、目的をより 効果的に達成するための画期的な提案か ・進化する技術や新たな手法等を活用した提案か	15	15	12	9	6	3
		会議等運営 の円滑性	・会議等を進めるにあたり、円滑に運営できるような提案か ・出席者の意見が反映されるよう工夫されているか	15	15	12	9	6	3
4	関係者との合意形成		・関係者に対して、検討段階から積極的に意見を聴取する提 案となっているか ・円滑な合意形成が図られるような工夫・提案か	15	15	12	9	6	3
5	見積価格		・提案内容と照らし合わせ、見積価格は、精査された妥当な 内容となっているか。 ・内訳に無理はないか	※					
合計（審査委員一人あたり）				100	(合計点数)				

※見積額には評価点を付さないが、次のとおり取扱うので留意すること。

①最優秀提案者を特定する際に使用することがある。②要求水準書にて示す本プロポーザルの予算の上限額を上回る額の見積額を提示した場合、この見積額を提示したものは本プロポーザルの参加資格を失う。参加資格を失った者の提案書の評価（採点、順位付け等）は行わない。

令和5年度 大宮駅周辺地区交通需要マネジメント等検討業務

要求水準書

1 業務名

令和5年度 大宮駅周辺地区交通需要マネジメント等検討業務

2 履行期間

契約締結日から令和6年3月22日まで

3 履行場所

さいたま市大宮区大門町一丁目地内外

4 予算の上限額

32,010,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

5 業務の目的

本市では、大宮駅周辺街区のまちづくり、駅前広場を中心とした交通基盤整備、駅機能の高度化を三位一体で推進するため「大宮駅グランドセントラルステーション化構想」（以下「GCS構想」という。）を策定するとともに、GCS構想を具体的かつ実現可能なものすべく「大宮GCSプラン2020」をとりまとめ、個別整備計画の詳細検討を進めている。また、大宮駅周辺では滞在快適性等向上区域を設定しており、開発街区等のまちづくりや交通基盤整備、公共施設再編等と合わせて歩行者にとって居心地のよい空間づくりの形成を目指している。

本業務は、大宮GCSプラン2020に基づき、交通需要マネジメントやスマート駅前広場に関する具体的な検討・調整を行うことを目的とする。

■ 特記事項 ■

本業務は、公募型プロポーザル方式により事業者を審査・選考する。

本業務では、次項以降に記載のある業務内容を想定しているが、それらを画期的かつ合理的でより良い成果とするための提案を求める。

提案者においては、高度な創造性・技術力・専門的経験に基づき、業務内容を把握した上で、民間事業者の技術・知識等を活用し、より効果的・効率的に業務目的を達成するための提案をお願いしたい。

<参考ウェブサイト>

大宮駅グランドセントラルステーション化構想について

<https://www.city.saitama.jp/001/010/015/004/007/001/001/index.html>

大宮GCSプラン2020について

<https://www.city.saitama.jp/001/010/015/004/007/001/002/index.html>

交通需要マネジメントやスマート駅前広場等に関する検討内容について

(大宮GCSまちづくり調整会議議事資料)

<https://www.city.saitama.jp/006/008/002/012/004/013/p085190.html>

6 業務内容

(1) 交通需要マネジメントの検討

1) 駐車場地域ルール of 検討

都市再生駐車施設配置計画、配置計画運用マニュアルの成案化に向け検討を行う。配置計画に関しては、駐車施設配置計画の運用状況や各駐車場事業者からの運用状況データを踏まえて検討を行う。

2) 集約駐車場事業化 of 検討

集約駐車場の事業化に向け、規格・構造、整備手法・スキームを検討する。

3) 共同荷捌き方針 of 検討

路上での荷捌きによる交通負荷を軽減するため、地域が共同で利用する荷捌きの整備・運用の方針を検討する。

▶ 提案を求める事項

交通需要マネジメントの検討では上記の業務内容を想定している。

1) においては、G C S が長期事業で公共事業や再開発事業の段階的な整備となることを踏まえた配置計画運用マニュアルを提案する。また、駐車場地域ルールにおける地域貢献に対するインセンティブについて、大宮の特性を踏まえ、開発事業の事業性に寄与するとともに、大宮のまちづくりを活性化させるような画期的な提案を求める。

2)、3) においては、実現に向けた標準的な指針がない状況の中、I C T 等の進化する技術や新たな手法等を活用すること等によって、段階的整備を見据えた上での事業化に向けた合理的かつ効果的な提案を求める。

(2) 交通シミュレーション of 更新

各開発街区の施設計画検討を踏まえ、開発の進捗段階に応じた交通シミュレーションを更新し、主要交差点の容量・円滑性の検討を行う。

(3) スマート駅前広場の検討

1) 運行データ統合化 of 検討

バス事業者間での運行データ統合化や利用者への情報発信施策に関する課題（コスト・役割分担等）を整理し、課題解決策を検討する。

2) 駅前広場暫定移転対応 of 検討

駅前広場の工事に伴う暫定移転を見据え、バスバースの位置や数の変化に対する I C T を活用した対応方策（曜日・時間帯による空間シェア等）について検討する。

▶提案を求める事項

スマート駅前広場の検討では上記の業務内容を想定しているが、実現に向けた標準的な指針がない中、ICT等の進化する技術や新たな手法等を活用すること等によって、段階的整備を見据えた上での事業化に向けた合理的かつ効果的な提案を求める。

(4) 会議運営支援

下記会議への出席、資料及び議事録の作成等を含めた運営支援を行う。会議の運営にあたっては、必要に応じて関係者との事前協議を行う。(会議資料：A4 カラー20頁・30部/回)

1) 駐車場ルール検討会(2回程度)

都市再生駐車施設配置計画・運用マニュアル・運用細則の作成・見直しに関する検討。

2) スマート駅前広場研究会(2回程度)

ICTを活用したバスバースの効率的な運用を図るなど、大宮駅周辺の歩行環境・バス待ち環境の改善、賑わい創出等につながる施策を検討。

▶提案を求める事項

会議運営支援では上記の業務内容を想定しているが、これらの会議等については関係者とテーマに応じた議論・認識を深める場であるため、事業の円滑な推進に向けてより良い成果となるよう、合理的かつ効果的な提案を求める。

(5) 協議・成果とりまとめ

1) 打合せ協議

上記の業務内容を進める上で必要となる打合せ協議を行う。(着手時、中間3回、納品時の計5回程度)

2) 報告書作成

上記の業務内容をまとめたうえで、報告書を作成する。

7. 成果品

受託者は、作業完了後速やかに以下の成果品を委託者に提出すること。なお、本業務は、業務成果を電子データで納品する「電子納品」の対象であり、「電子納品」にあたっては「さいたま市電子納品要領（簡易普及版）（令和3年3月）」（以下「要領」という。）を適用する。この要領に定めのない事項については、別途監督員と協議するものとする。

- (1) 報告書（くるみ製本）A4版 3冊（概要版含む）
- (2) 電子媒体（DVD-R） 1式
- (3) その他委託者が必要と認めるもの

8. 現場責任者及び技術管理者の要件

受託者は、本業務における現場責任者及び技術管理者を定めるものとし、技術管理者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、シビルコンサルティングマネージャ（RC CM）、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者）等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。

9. ウィルス対策

受託者は、電子納品時のみならず、委託者に業務に関する事項について、電子データを提出する際は、ウィルス対策を実施したうえで提出しなければならない。また、ウィルスチェックは常に最新の定義ファイル（バージョン）に更新したもので実行しなければならない。

10. ウィークリースタンスの実施

本業務は、ウィークリースタンスの対象業務である。業務環境を改善するため、業務着手時の初回打合せにおいて、受発注者間で取り組む意思及び内容を確認し、次の取組内容を設定する。

- (1) 月曜日を依頼の期限日としない（マンデー・ノーピリオド）
- (2) 水曜日は定時の帰宅に心掛ける（ウェンズデー・ホーム）
- (3) 土・日曜日に休暇が取れるように金曜日には依頼しない（フライデー・ノーリクエスト）
- (4) その他、任意に設定する

11. その他

- (1) 本要求水準書に記載のない事項及び疑義がある場合は、担当者と事前に協議し、その指示に従うこと。
- (2) 受託者は、事業実施にあたり、適宜委託者との協議を行うこと。
- (3) 本要求水準書で定める事項に逸脱する行為が受託者に認められた場合には、委託者は再調査の実施又は業務の中止を受託者に命じることがある。

- (4) 受託者は、業務執行中に不測の事故等が発生した場合には、直ちに委託者に連絡するとともに、適切な処置を行わなければならない。
- (5) 本業務を行うにあたり、第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理することとし、その経費は委託料に含む。
- (6) 本業務に関する著作権、その他の権利はすべて委託者に帰属するものとする。ただし、必要な場合には委託者の許可のもとを使用することを認めるものとする。
- (7) 受託者は、当該業務の遂行に際して知り得た情報等については、いかなる理由を以つても業務期間中及び業務期間終了後に第三者に漏らしてはならない。
- (8) 本業務の遂行に係る各種法令等を遵守するほか、「さいたま市契約規則」、「さいたま市業務委託契約基準約款及び別記・情報セキュリティ特記事項」の規定を遵守することとする。

さいたま市告示第724号

さいたま市地域経済動向調査業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年4月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市地域経済動向調査業務

(2) 履行場所

さいたま市 外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「市場調査」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 令和2年以降に「さいたま市地域経済動向調査業務」と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明した者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p096896.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和5年5月8日（月）まで

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和5年5月8日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に規定する休日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 受付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市経済局商工観光部経済政策課
担当 総務係 電話 048（829）1363

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限

令和5年5月8日（月）必着

書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

4(3)に同じ

(2) 交付日時

令和5年5月10日（水）から5月12日（金）まで

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の

10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月16日（火） 10時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所 西会議棟 第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月16日（火） 入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定しない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

4(3)に同じ

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第725号

介護保険法第115条の45の5第1項の規定に基づき、次のとおり第1号事業者の指定をしたため告示する。

令和5年4月18日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した施設・事業所

(1) ルーエンハイム川口訪問介護センター

- ア 事業所住所 埼玉県川口市上青木 6-15-18
- イ 事業種別 介護予防訪問介護サービス
- ウ 申請者 社会福祉法人かつみ会
- エ 申請者住所 埼玉県深谷市山河 557 番地 1
- オ 代表者 理事長 伊藤 捷雄
- カ 指定番号 1170208233
- キ 指定年月日 令和4年7月1日

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所福祉局長寿応援部介護保険課事業者係
- (2) 電話 048(829)1265

さいたま市告示第726号

さいたま市リーディングエッジ企業認証補助業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき告示する。

令和5年4月19日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市リーディングエッジ企業認証補助業務

(2) 履行場所

さいたま市内

(3) 業務概要

仕様書の通り

(4) 履行期間

契約日から令和6年3月22日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に業務「企画・運営」で登載されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 令和2年度以降に「さいたま市リーディングエッジ企業認証補助業務」と同規模の契約実績があることを証明した者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市経済局商工観光部産業展開推進課

担当 新産業育成係 電話 048(829)1371

(2) 交付期間

令和5年4月19日(水)から令和5年4月26日(水)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。ただし、交付最終日は午前9時から正午までとする。)

(3) 交付費用

無償

(4) 交付方法

CD-ROM

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たしている者は、入札参加申込み及び入札参加資格の確認審査(以下、「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。

(1) 提出書類

入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

令和5年4月19日(水)から令和5年4月26日(水)まで(休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

ア 持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により受付期間必着とする。)

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市経済局商工観光部産業展開推進課

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

競争入札参加申込み及び参加資格確認の申請を行った者に対し確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付日時

令和5年4月28日(金)午後1時から午後4時まで

(2) 交付場所

3(1)に同じ

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において、本市で封入封緘以外の作業が発生しないよう整えた返信用封筒を添付し、郵送希望を申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、入札に参加できないものとする。

- (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき
- (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。入札金額は、当該業務に係る経費の全てを含めて見積もること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月16日（火）10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 西会議棟第1会議室

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月16日（火）入札終了後、直ちに行う

イ 場所

7(2)イに同じ

(4) 入札保証金

ア 見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、本入札において入札保証金の免除を希望する者は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する資料（完了検査結果通知等の写し等）と入札保証金免除申請書を提出すること。

イ 免除の可否についての審査が終了したときは、その結果を5の通知と合わせて申請者に通知する。

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、入札価格が同値の場合は、当該者のくじ引きによって落札者を定める。この場合において、当該入札参加者等は、くじを引くことを辞退することができない。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は、これを無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市経済局商工観光部経済政策課

電話 048（829）1363

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市経済局商工観光部産業展開推進課

電話 048(829)1371

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただしさいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市経済局商工観光部産業展開推進課及びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は入札説明書による。

さいたま市告示第727号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により認可をした「地縁による団体」について、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年4月19日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 名称
太陽ヶ丘自治会
- 2 変更した事項
代表者の氏名及び住所 （省略）
- 3 変更年月日
令和5年4月2日

さいたま市告示第728号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により認可をした「地縁による団体」について、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年4月19日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 名称
内野本郷共栄自治会
- 2 変更した事項
代表者の氏名及び住所 （省略）
- 3 変更年月日
令和5年3月26日

さいたま市告示第729号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により認可をした「地縁による団体」について、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年4月19日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 名称
二ツ宮南区自治会
- 2 変更した事項
代表者の氏名及び住所 （省略）
- 3 変更年月日
令和5年4月1日

さいたま市告示第730号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により認可をした「地縁による団体」については、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年4月19日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 名称
中野林南区自治会
- 2 変更した事項
代表者の氏名及び住所 （省略）
- 3 変更年月日
令和5年4月2日

さいたま市告示第731号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により認可をした「地縁による団体」について、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年4月19日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 名称
西新井自治会
- 2 変更した事項
代表者の氏名及び住所 （省略）
- 3 変更年月日
令和5年3月25日

さいたま市告示第732号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により認可をした「地縁による団体」については、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年4月19日

さいたま市長 清水 勇 人

1 名称

- ・ 大門下自治会

2 変更した事項

- (1) 代表者の氏名及び住所（省略）
- (2) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地（省略）

3 変更年月日

- ・ 令和5年4月16日

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市緑区役所区民生活部コミュニティ課地域活動係
- (2) 電話 048（712）1131

さいたま市告示第733号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和5年4月25日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和5年4月19日

さいたま市長 清水 勇 人

・ 次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴
4月 16日	猫	中央区下落合	雑種	去勢 おす	黒白	2～5歳	無	負傷動物 右耳Vカット
4月 18日	犬	大宮区天沼町	雑種	めす	茶	8～12 歳	有	首輪 赤色 花飾り付

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健衛生局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048(840)4159

さいたま市告示第734号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和5年4月19日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市岩槻区大字飯塚字風間791番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
(省略)
- 3 許可番号
令和4年7月21日
第開 - N2022031号
- 4 検査済証番号
令和5年4月18日
第完 - N2022031号

さいたま市告示第735号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和5年4月19日

さいたま市長 清水 勇 人

1 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市南区大字大谷口字細野707番4、708番5、
1024番4の一部（市道K-75号線）、1024番8、1024番9、
- (2) 指定の年月日 令和5年4月19日
- (3) 指定の番号 第南23-001号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 34.98m

さいたま市告示第736号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第45条第4項の規定により、大宮駅東口大門町2丁目中地区市街地再開発組合の解散を認可したので、次のとおり公告する。

令和5年4月19日

さいたま市長 清水 勇 人

1 組合の名称

大宮駅東口大門町2丁目中地区市街地再開発組合

2 組合解散の認可の年月日

令和5年4月19日

さいたま市告示第737号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和5年4月20日

さいたま市長 清水 勇人

1 送達をする書類

- ・市県民税（普通徴収） 督促状
- ・固定資産税・都市計画税 督促状
- ・軽自動車税（種別割） 督促状
- ・国民健康保険税（普徴） 督促状

2 送達を受ける者の氏名・名称

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

- (1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。
- (2) 公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所 財政局 南部市税事務所 納税課
- (2) 電話 048（829）1732～1734

さいたま市告示第738号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和5年4月20日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

差押調書（謄本）

2 送達を受ける者の氏名・名称

（省略）

3 その他

(1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。

(2) 公示をした日から起算して7日を経過したとき、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所 財政局 南部市税事務所 納税課

(2) 電話 048（829）1732～1734

さいたま市告示第739号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和5年4月20日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

差押書

2 送達を受ける者の氏名・名称

（省略）

3 その他

(1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。

(2) 公示をした日から起算して7日を経過したとき、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所 財政局 南部市税事務所 納税課

(2) 電話 048（829）1732～1734

さいたま市告示第740号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和5年4月20日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

- ・ 市県民税（普通徴収） 督促状
- ・ 固定資産税・都市計画税 督促状
- ・ 国民健康保険税（普通徴収） 督促状
- ・ 軽自動車税（種別割） 督促状
- ・ 市県民税（特別徴収） 督促状

2 送達を受ける者の氏名・名称

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

- (1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。
- (2) 公示をした日から起算して7日を経過したとき、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所 財政局 北部市税事務所 納税課
- (2) 電話 048（646）3081

さいたま市告示第741号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和5年4月20日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

差押調書（謄本）

2 送達を受ける者の氏名・名称

（省略）

3 その他

(1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。

(2) 公示をした日から起算して7日を経過したとき、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所 財政局 北部市税事務所 納税課

(2) 電話 048（646）3081 （省略）

さいたま市告示第742号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和5年4月20日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市岩槻区大字南下新井字台ノ下1911番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
(省略)
- 3 許可番号
令和4年9月21日
第開-N2022066号
- 4 検査済証番号
令和5年4月20日
第完-N2022066号

さいたま市告示第743号

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定により「令和5年度第2回さいたま市農業委員会定期総会」を開催する。

令和5年4月20日

さいたま市長 清水 勇 人

1 日時

令和5年5月1日(月) 午前8時30分

2 場所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番21号 ときわ会館5階 大ホール

さいたま市告示第744号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年さいたま市条例第205号）第10条第1項により自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年 4月21日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和5年 4月14日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅及びさいたま新都心駅（東口）周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

(3) 大戸自転車保管所

浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅及びさいたま新都心駅（西口）周辺の自転車等放置禁止区域

(4) 岩槻自転車保管所

岩槻駅、東岩槻駅及び浦和美園駅周辺の自転車等放置禁止区域

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 50台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048（652）8812

保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2023/04/10	東浦和駅	埼玉県警17-7503307	S4A17170		
2023/04/10	南浦和駅東口	埼玉県警14-4316466	A13AL78775		
2023/04/10	南浦和駅東口	埼玉県警15-5518317	H7E06969		
2023/04/10	南浦和駅西口	埼玉県警21-215081010	S1NC00395		
2023/04/10	西浦和駅	埼玉県警22-222496683	6H01704		
2023/04/11	南浦和駅東口	埼玉県警22-220350614	F20V09022		
2023/04/11	南浦和駅東口	埼玉県警08-8580437	S6E92434		
2023/04/11	南浦和駅東口	埼玉県警22-222888166	GC0L07013		
2023/04/11	南浦和駅西口	埼玉県警21-212704539	A21AB42056		
2023/04/11	武蔵浦和駅	埼玉県警23-231394621	HS2I31806		
2023/04/11	武蔵浦和駅	埼玉県警18-8523196	B8D82465		
2023/04/13	東浦和駅	埼玉県警19-190218775	SGC11285		
2023/04/13	南浦和駅東口	埼玉県警20-203069103	V200117082		
2023/04/13	南浦和駅東口	埼玉県警21-211532190	ZXL20198197		
2023/04/13	南浦和駅西口	埼玉県警21-212536580	F21201480		
2023/04/13	武蔵浦和駅	埼玉県警21-211594756	A20A127439		
2023/04/14	南浦和駅西口	埼玉県警22-222201608	STTHF01359		
2023/04/14	武蔵浦和駅	埼玉県警21-213946846	F21323800		

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2023/04/10	大宮駅東口	埼玉県警22-221627377	V210307970		
2023/04/10	大宮駅東口	埼玉県警16-6451297	GF6F13013		
2023/04/10	大宮駅西口	埼玉県警15-5186314	SPB123538		
2023/04/10	宮原駅西口	愛知県警15-124638	B4C02489		
2023/04/10	東大宮駅東口	埼玉県警22-221896327	SVI027891		
2023/04/10	加茂宮駅	池袋G20427	ZY8L069309		
2023/04/11	大宮駅東口	福島217297	S7D205772		
2023/04/11	大宮駅東口	埼玉県警22-221895622	K4GK34983		
2023/04/11	大宮駅西口	埼玉県警19-193913571	F08L005750		
2023/04/11	大宮駅西口	埼玉県警20-203075898	G200109334		
2023/04/11	北大宮駅	埼玉県警15-5579284	H1E56467		
2023/04/11	七里駅	不明	ZD7K00220		
2023/04/13	大宮駅西口	不明	27C1333		
2023/04/14	大宮駅東口	埼玉県警20-203536895	A13AH73607		
2023/04/14	大宮駅東口	埼玉県警22-224375280	STVEF11157		
2023/04/14	大宮駅東口	埼玉県警23-231080163	A22AB59939		
2023/04/14	大宮駅西口	埼玉県警20-203910738	SUE090599		
2023/04/14	大宮駅西口	埼玉県警20-202926797	K6EK25675		
2023/04/14	東大宮駅西口	埼玉県警19-192448689	STC322008		

保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2023/04/10	浦和駅東口	代々木B39160	A16AD07796		
2023/04/10	北浦和駅東口	埼玉県警22-223978355	HS2G05128		
2023/04/10	北浦和駅西口	石川県警察123549	STTIF32371		
2023/04/11	浦和駅西口	埼玉県警22-223365191	A13AG27152		
2023/04/11	浦和駅西口	埼玉県警19-192698197	H9F26558		
2023/04/11	北与野駅	埼玉県警21-212354538	K4GK93334		
2023/04/13	浦和駅西口	埼玉県警18-8457336	234C4243N		
2023/04/13	北浦和駅東口	埼玉県警23-230374619	SNFSD20LB1065		
2023/04/14	北浦和駅東口	埼玉県警18-8286762	SSD056098		
2023/04/14	北与野駅	埼玉県警21-213021621	SVE306198		
2023/04/14	与野本町駅	埼玉県警20-204309302	SUH037798		

保管告示台帳

岩槻自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2023/04/10	東岩槻駅	埼玉県警22-221797833	SQD040131		
2023/04/14	岩槻駅	不明	G170608888		

合計: 50台

さいたま市告示第745号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定をしたので告示する。

令和5年4月21日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した医療機関

・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所福祉局障害福祉部障害福祉課自立支援給付係

(2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第746号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、自立支援医療機関（精神通院医療）を担当する指定自立支援医療機関の開設者から次のとおり指定医療機関等に係る変更の届出があったので告示する。

令和5年4月21日

さいたま市長 清水 勇 人

1 変更内容

- ・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所福祉局障害福祉部障害福祉課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第747号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、自立支援医療機関（精神通院医療）を担当する指定自立支援医療機関の開設者から次のとおり指定医療機関等に係る更新の届出があったので告示する。

令和5年4月21日

さいたま市長 清水 勇 人

1 更新した医療機関

- ・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所福祉局障害福祉部障害福祉課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第748号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、自立支援医療機関（精神通院医療）を担当する者として指定を受けていた指定自立支援医療機関の開設者から、次のとおり同法第65条の規定による辞退の届出があったので告示する。

令和5年4月21日

さいたま市長 清水 勇 人

1 辞退した医療機関

- ・ 別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所福祉局障害福祉部障害福祉課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第749号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を受けた次の医師から、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定による指定の変更の届出があったので告示する。

令和5年4月21日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 変更の届出のあった医師
・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所福祉局障害福祉部障害福祉課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第750号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として、次の医師を指定したので告示する。

令和5年4月21日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した医師

・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所福祉局障害福祉部障害福祉課自立支援給付係

(2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第751号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を受けた次の医師から、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定による指定の辞退の届出があったので告示する。

令和5年4月21日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 辞退の届出のあった医師
・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所福祉局障害福祉部障害福祉課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第752号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を担当する者として指定を受けていた指定自立支援医療機関の開設者から、次のとおり同法第65条の規定による辞退の届出があったので告示する。

令和5年4月21日

さいたま市長 清水 勇 人

1 辞退した医療機関

- ・ 別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所福祉局障害福祉部障害福祉課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第753号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づき、指定医療機関（育成医療・更生医療）の開設者から次のとおり変更の届出があったので告示する。

令和5年4月21日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 変更の届出のあった医療機関
・別紙のとおり（別紙省略）

- 2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所福祉局障害福祉部障害福祉課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第754号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として、次の医師を指定したので告示する。

令和5年4月21日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した医師

・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所福祉局障害福祉部障害福祉課自立支援給付係

(2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第755号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、自立支援医療（育成医療、更生医療）を担当させる機関として次のものを指定したので告示する。

令和5年4月21日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した医療機関

- ・ 別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所福祉局障害福祉部障害福祉課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第756号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
第64条の規定に基づき、指定医療機関の開設者から次のとおり変更の届出があったので告示する。

令和5年4月21日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 変更の届出のあった医療機関
・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所福祉局障害福祉部障害福祉課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第757号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、自立支援医療機関（育成医療、更生医療）を担当する指定医療機関の開設者から次のとおり指定医療機関等に係る更新の届出があったので告示する。

令和5年4月21日

さいたま市長 清水 勇 人

1 更新した医療機関

- ・ 別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所福祉局障害福祉部障害福祉課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第758号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和5年4月21日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市大宮区三橋四丁目46番1、46番2、46番3、46番4、46番5、
46番6、46番7、46番8、46番9

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都西東京市東伏見三丁目6番19号
タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺 一裕

3 許可番号

令和4年11月 9日
第開-N2022118号

4 検査済証番号

令和5年4月20日
第完-N2022118号

さいたま市告示第759号

公募型プロポーザル方式の手続きの開始

さいたま市美術館等文化芸術創造拠点整備調査検討業務について、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和5年4月21日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

さいたま市美術館等文化芸術創造拠点整備調査検討業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 外

(3) 業務概要

実施要領等のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和6年3月15日まで

(5) 予算の上限額

本プロポーザルの予算上限額は2,846,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本招請日において、「令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）」に、業務「計画策定」の受注希望業務「総合計画」又は「その他の計画策定」で登載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に則り、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

ウ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協同組合にあっては、その組合員が、本件に参加していないこと

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (3) 本招請日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下、「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま

市制定)による入札参加除外の措置(以下、「入札参加除外」という。)を受けている期間がない者であること。

3 企画提案に係る実施要領等の交付

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→【プロポーザル方式】→【さいたま市美術館等文化芸術創造拠点整備調査検討業務 企画提案の募集について】

(1) 交付資料

ア 実施要領

イ 要求水準書

ウ 提出書類各種様式(様式1～7)

エ 令和4年度「さいたま市美術館等文化芸術創造拠点業務」の調査結果資料

(2) 交付方法

ア (1)ア～ウの資料は、さいたま市ホームページからダウンロード

【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→【プロポーザル方式】→【さいたま市美術館等文化芸術創造拠点整備調査検討業務 企画提案の募集について】

イ (1)エの資料は、別途交付。詳細は、実施要項を参照すること。

(2) 交付期間

本招請日から令和5年4月28日(金)まで

4 参加意思の表明手続き

企画提案書の提出を希望する者は、次のとおり参加意思の表明手続きを行うこと。詳細は、実施要項を参照すること。

(1) 提出書類

ア 参加表明書

イ 会社概要

ウ 類似業務実績

エ 業務実施体制

(2) 提出期間

本招請日から令和5年4月28日(金)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 提出場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市スポーツ文化局文化部文化政策室

電話 048(829)1225

(4) 提出方法

持参

5 質問の受付及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、書面により次のとおり質

問することができる。詳細は、実施要領を参照すること。

(1) 受付期間

本招請日から令和5年4月26日（水）正午まで

(2) 受付方法

ア 電子メールで受け付ける。詳細は実施要領による。

メールアドレス bunka-seisaku@city.saitama.lg.jp

イ 電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

ウ 提出先・到達確認に関する問い合わせ先

4(3)に同じ

(3) 質問に対する回答予定日

令和5年5月2日（火）までに、さいたま市ホームページ上に随時公表する。

(4) 回答方法

さいたま市ホームページ上に、質問及び回答を公表する。

【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→【プロポーザル方式】→【さいたま市美術館等文化芸術創造拠点整備調査検討業務 企画提案の募集について】

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

実施要領のとおり

(2) 提出期間

本招請日から令和5年5月16日（火）まで（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 提出場所

4(3)に同じ

(4) 提出方法

持参

(5) 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

ア 2に定める資格条件を満たさなくなった者が提出した企画提案書

イ 虚偽の記載をした企画提案書

ウ 審査の公平性を害する行為を行った者が提出した企画提案書

エ 1(5)に示す額を上回る額を見積書に記載した者が提出した企画提案書

オ プレゼンテーションに参加しなかった者が提出した企画提案書

7 業者決定の方法

さいたま市美術館等文化芸術創造拠点整備調査検討業務事業者選定委員会において審査を行い決定する。なお、審査方法等詳細については、実施要領を参照すること。

8 その他

(1) 最優秀提案者特定の日翌日から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがある。

- (2) 本調達において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とすること。
- (3) この企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (5) 詳細は、実施要領による。

9 連絡先

さいたま市浦和区常盤 6-4-4

さいたま市スポーツ文化局文化部文化政策室

電話 048 (829) 1225

FAX 048 (829) 1996

さいたま市告示第760号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和5年4月21日

さいたま市長 清水 勇 人

1 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市浦和区駒場一丁目148番4
- (2) 指定の年月日 令和5年4月21日
- (3) 指定の番号 第南23-002号
- (4) 道路の幅員 4.30m
- (5) 道路の延長 25.72m

さいたま市告示第761号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき認可した「地縁による団体」については、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、同条第10項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年4月21日

さいたま市長 清水 勇 人

1 名称

針ヶ谷一丁目天神会

2 変更した事項

(1) 規約に定める目的

会員相互のコミュニケーションを図ると共に、隣接地区との連携を図りつつ、良好な地域社会の維持形成に資する環境整備に向けた地域内の共同活動を行うこと

(2) 主たる事務所

(省略)

(3) 規約による解散の事由

削除

3 変更年月日

令和5年4月21日

さいたま市告示第762号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和5年4月24日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市西区三橋六丁目773番1、773番3、773番4、773番5、773番6、773番7、773番8、773番9、773番10、773番11、773番12、773番13、773番14、773番15、773番16、773番17、773番18、773番19、773番20、773番21、773番22、773番23、773番24、773番25、773番26（第2工区・全工区）

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

越谷市南越谷一丁目21番地2

株式会社 中央住宅

代表取締役 品川 典久

3 許可番号

令和5年3月28日

第変2N2021073号

4 検査済証番号

令和5年4月21日

第完2N2021073号

さいたま市告示第763号

さいたま市環境負荷低減計画指導業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年4月24日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市環境負荷低減計画指導業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和6年3月25日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の要件を全て満たしていなければならない。

(1) 本入札の公告日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下、「名簿」という。）に、希望受注業務「環境測定」で掲載されている者。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) エネルギー使用量の削減に関する助言または指導に係る契約を過去10年間に国（独立行政法人を含む）又は地方公共団体との間で2回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行した実績を有すること。

3 入札説明書・仕様書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書・仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局環境共生部脱炭素社会推進課

電話 048(829)1324

(2) 交付期間

告示の日から令和5年5月9日(火)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 2(6)の実績のわかる契約書の写し

ウ 入札説明書に定める書類

(2) 受付場所

3(1)に同じ

(3) 受付期間

3(2)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

郵送

(2) 交付日

令和5年5月17日(水)を目途に発送する。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年6月1日(木) 14時

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所 地下第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号。以下「契約規則」という。）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年6月1日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定しない。

(6) 落札者の決定方法

契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

契約規則第13条の規定において無効と定める入札は、これを無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局環境共生部環境総務課
電話 048（829）1323

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局環境共生部脱炭素社会推進課
電話 048（829）1324

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（総額）の100分の10以上を納付すること。ただし、契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市ホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第764号

さいたま市の発注する「岩槻温水プール空調設備更新工事（ゼロ債）」ほか7件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和5年4月24日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

- ア 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
- イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
- ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
- オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
- カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
- キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
- ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成

績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工

事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は、社会保険等の加入状況を確認できる書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書

比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

(1) 調査基準価格(さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱(平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。)第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。)を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者(以下「低価格入札者」という。)について、低入札価格調査を行う。

(2) 失格基準(低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。)を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。

(3) 低価格入札者(失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者)は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。

ア 低入札価格調査に係る書類の提出について(低入札価格取扱要綱様式第1号)

イ 当該価格で入札した理由(低入札価格取扱要綱様式第2号)

ウ 直接工事費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第3号)

エ 共通仮設費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第4号)

オ 下請予定業者等一覧表(低入札価格取扱要綱様式第5号)

カ 配置予定技術者名簿(低入札価格取扱要綱様式第6号)

キ 手持ち工事の状況(対象工事現場付近)(低入札価格取扱要綱様式第7号)

ク 手持ち工事の状況(対象工事関連)(低入札価格取扱要綱様式第8号)

ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係(低入札価格取扱要綱様式第9号)

コ 手持ち資材の状況(低入札価格取扱要綱様式第10号)

サ 資材購入予定先一覧(低入札価格取扱要綱様式第11号)

シ 手持ち機械の状況(低入札価格取扱要綱様式第12号)

ス 機械リース元一覧(低入札価格取扱要綱様式第13号)

セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者(低入札価格取扱要綱様式第14号)

ソ 誓約書(低入札価格取扱要綱様式第15号)

タ 社会保険等への加入状況届(低入札価格取扱要綱様式第16号)

(4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までとする。

(5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査にお

いて、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲載する。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。
- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和3年さいたま市制定）の定めるところによる。

契約整理番号	05-9858-1							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	岩槻温水プール空調設備更新工事（ゼロ債）							
工事場所	さいたま市岩槻区本丸3丁目17番2号							
履行期間	契約確定の日から令和6年3月8日まで							
概要	空気調和設備工事一式 撤去工事一式 発生材処理一式 諸雑工事一式 仮設・運搬一式							
予定価格（税込）	29,700,000円							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年5月9日（火）午前9時から 令和5年5月11日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年5月12日（金）午前9時から 令和5年5月15日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年5月16日（火）午後2時50分							
参加資格	名簿登載業種等	管工事業 A級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年4月24日（月）から						
	質問受付期間	令和5年4月24日（月）午前9時から 令和5年5月8日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年5月11日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」における対象工事（受注者希望方式）である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は債務負担行為該当案件である。また、本工事における前払金等は契約日以降に請求できる。 							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市都市局みどり公園推進部北部公園整備課 電話 048-646-3176							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-3271-4							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	浦和東部第一特定土地区画整理事業 擁壁設置工事（R4-2）							
工事場所	さいたま市緑区大字中野田地内							
履行期間	契約確定の日から令和5年10月31日まで							
概要	道路土工一式 擁壁工 現場打L型擁壁（0.8～2.3m）178m プレキャストL型擁壁（1.4～2.2m）56m 柵板土留め（2段）1m 仮設工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年5月9日（火）午前9時から 令和5年5月11日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年5月12日（金）午前9時から 令和5年5月15日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年5月16日（火）午後3時00分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 B級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市南部建設事務所の所管区域内（中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年4月24日（月）から						
	質問受付期間	令和5年4月24日（月）午前9時から 令和5年5月8日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年5月11日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 							
工事担当課	さいたま市緑区大字大門2564番地6 さいたま市都市局まちづくり推進部浦和東部まちづくり事務所 電話 048-878-5140							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-4365-17							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	道路修繕工事（北R5市道21768号線）							
工事場所	さいたま市見沼区大字膝子地内							
履行期間	契約確定の日から令和5年9月15日まで							
概要	概算数量発注方式による発注 延長180.0m 幅員6.7m~10.1m 舗装工 路面切削（平均切削厚 t=5 cm）5 m ² 切削オーバーレイ（平均切削厚 t=12 cm、再生粗粒度 As、t=7 cm）1430 m ² 表層（再生密粒度 As、t=5 cm）1430 m ² 付帯工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年5月9日（火）午前9時から 令和5年5月11日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年5月12日（金）午前9時から 令和5年5月15日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年5月16日（火）午後3時20分							
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業 B級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年4月24日（月）から						
	質問受付期間	令和5年4月24日（月）午前9時から 令和5年5月8日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年5月11日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-4484-1							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	南部第7処理分区外下水道工事（南再-R4-451）（補）							
工事場所	さいたま市浦和区領家5丁目地内外							
履行期間	契約確定の日から令和6年1月31日まで							
概要	耐震化工 管きょ更生工（既設管径φ250～400）582.6m 耐震継手設置工（既設管径φ250～400）74箇所 付帯工一式							
予定価格（税込）	94,270,000円							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年5月12日（金）午前9時から 令和5年5月16日（火）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年5月17日（水）午前9時から 令和5年5月18日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年5月19日（金）午後1時30分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 S級又はA級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)又は(2)の要件を満たし、かつ、(3)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成25年度以降、下水管（函）渠更生工事を元請として完成させた実績があること（共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。）。 (2) 本公告日において、公益財団法人日本下水道新技術機構の技術審査証明を受けた形成工法、反転工法、鞘管工法又は製管工法の協会等に参加していること。 (3) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	施工実績等に規定する(2)の場合については、協会等に参加していることを証明する書類の写し、及び建設技術審査証明書の写し						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年4月24日（月）から						
	質問受付期間	令和5年4月24日（月）午前9時から 令和5年5月11日（木）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年5月16日（火）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。							
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所下水道再整備課 電話 048-840-6255							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-0876-1								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	同報系防災行政無線設備更新工事								
工事場所	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号外								
履行期間	契約確定の日から令和6年3月15日まで								
概要	同報系防災行政無線設備 親局工事一式 主放送設備工事一式 再送信子局工事一式								
予定価格（税込）	237,996,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和5年5月12日（金）午前9時から 令和5年5月16日（火）午後5時まで								
入札書提出期間	令和5年5月17日（水）午前9時から 令和5年5月18日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年5月19日（金）午後1時40分								
参加資格	名簿登載業種等	電気通信工事業 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店、支店又は営業所を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成25年度以降、国、地方公共団体等が発注した、60MHz帯デジタル同報系防災行政用無線の親局、屋外拡声子局又は再送信子局に関する設備の工事（増設又は移設工事を含む。）を元請として完成させた実績があること（共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。）。 (2) 本市発注の電気通信工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評価結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年4月24日（月）から							
	質問受付期間	令和5年4月24日（月）午前9時から 令和5年5月11日（木）午後5時まで							
	質問回答期日	令和5年5月16日（火）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。								
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市総務局危機管理部防災課 電話 048-829-1127								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

契約整理番号	05-4456-3								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	水辺公園橋架換工事								
工事場所	さいたま市南区内谷7丁目地内外								
履行期間	契約確定の日から令和5年9月29日まで								
概要	既設上部工撤去一式 上部工製作・架設一式								
予定価格（税込）	107,426,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和5年5月12日（金）午前9時から 令和5年5月16日（火）午後5時まで								
入札書提出期間	令和5年5月17日（水）午前9時から 令和5年5月18日（木）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年5月19日（金）午後1時50分								
参加資格	名簿登載業種等	鋼構造物工事業 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種で登載された者であること。							
	所在地区分	－ 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成25年度以降、鋼橋の架設工事を元請として完成させた実績があること（共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。）。 (2) 本市発注の鋼構造物工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評価結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	－							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年4月24日（月）から							
	質問受付期間	令和5年4月24日（月）午前9時から 令和5年5月11日（木）午後5時まで							
	質問回答期日	令和5年5月16日（火）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。								
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路安全対策課 電話 048-840-6205								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

契約整理番号	05-4456-2							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	歩道整備工事（一般県道大間木蔵線）その1							
工事場所	さいたま市緑区東浦和7丁目地内外							
履行期間	契約確定の日から令和6年2月29日まで							
概要	延長308m 幅員20m 道路改良工 道路土工一式 排水構造物 街渠縦断管 486m 街渠113m 集水柵一式 構造物撤去工一式 舗装工 排水性舗装工3190 ㎡ アスファルト舗装工（歩道）2243㎡（車道）232㎡ 道路付属施設工一 式 警察管路一式 照明管路一式							
予定価格（税込）	138,875,000円							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年5月12日（金）午前9時から 令和5年5月16日（火）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年5月17日（水）午前9時から 令和5年5月18日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年5月19日（金）午後2時00分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 S級又はA級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年4月24日（月）から						
	質問受付期間	令和5年4月24日（月）午前9時から 令和5年5月11日（木）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年5月16日（火）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。							
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路安全対策課 電話 048-840-6206							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

契約整理番号	05-4359-10							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	産業道路天沼工区街路整備工事（R4-2）（補）							
工事場所	さいたま市大宮区天沼町2丁目地内外							
履行期間	契約確定の日から令和5年12月15日まで							
概要	延長300m 道路改良工 道路土工一式 路床安定処理（石灰系 t=45cm）4930㎡ 舗装工一式 下層路盤（RC-40、t=40cm）4930㎡ 上層路盤（RM-40、t=40cm）4930㎡							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和5年5月12日（金）午前9時から 令和5年5月16日（火）午後5時まで							
入札書提出期間	令和5年5月17日（水）午前9時から 令和5年5月18日（木）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和5年5月19日（金）午後2時10分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 S級 本公告日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和5年4月24日（月）から						
	質問受付期間	令和5年4月24日（月）午前9時から 令和5年5月11日（木）午後5時まで						
	質問回答期日	令和5年5月16日（火）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」の対象案件である。 ・本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。 ・本工事は、「建設工事の遠隔臨場に関する試行対象工事（発注者指定型）」の対象案件である。 							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路建設課 電話 048-646-3212							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

さいたま市告示第765号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和5年4月24日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市西区大字西遊馬字上サ1574番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和4年8月19日

第開 - N2022057号

4 検査済証番号

令和5年4月21日

第完 - N2022057号

さいたま市告示第766号

令和5年度さいたま市ケアプラン点検業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年4月24日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和5年度さいたま市ケアプラン点検業務委託

(2) 履行場所

受託者作業場所

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和5年6月1日から令和6年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「福祉サービス」の受注希望業務「その他の福祉サービス」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 平成30年度以降に国（独立行政法人を含む。）又は人口20万人以上の地方自治体（さいたま市含む）において同種業務の契約を締結し、履行した実績があること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書、仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市福祉局長寿応援部介護保険課

担当 介護保険係 電話 048（829）1264

(2) 交付期間

告示の日から令和5年5月8日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さい

たま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年5月11日(木)午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月15日(月)午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6丁目4-4 さいたま市役所西会議棟第2会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13

年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月15日(月)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市福祉局長寿応援部高齢福祉課

電話 048(829)1259 FAX 048(829)1981

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市福祉局長寿応援部介護保険課

電話 048(829)1264 FAX 048(829)1981

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市福祉局長寿応援部介護保険課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第767号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年4月24日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名（ガスの需給）及び数量

さいたま市大宮区役所で使用するガス 133, 289 m³

(2) 需要場所

さいたま市大宮区吉敷町1-124-1 さいたま市大宮区役所

(3) 業務概要

入札説明書及び仕様書のとおり

(4) 需給期間

令和5年6月の定例検針日の翌日から令和6年6月の定例検針日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「燃料・油脂・燃焼器具」内の営業種目「固体・気体燃料」で登録されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第3項に規定するガス小売事業者として登録を受けた者であること。

(5) 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 開札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係 電話 048(829)1181

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/002/p009372.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和5年5月9日(火)まで(3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から午後5時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和5年5月9日(火)まで(持参の場合は、休日を除く午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は、受付期間内必着とする。)

(3) 受付場所

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

(4) 提出方法

持参又は郵送

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和5年5月16日(火)及び令和5年5月17日(水)午前9時から午後5時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 郵送(一般書留又は簡易書留)による提出とする。

イ 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和5年5月26日（金）

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市財政局契約管理部調達課

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除する。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月29日（月）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 問合せ先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

電話 048（829）1181 FAX 048（829）1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

落札価格の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第768号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和5年4月24日

さいたま市長 清水 勇 人

1 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市北区奈良町44番35、44番41
- (2) 指定の年月日 令和5年4月24日
- (3) 指定の番号 第北23-001号
- (4) 道路の幅員 4.50m
- (5) 道路の延長 34.73m

さいたま市告示第769号

令和5年さいたま市議会5月臨時会を次のとおり招集する。

令和5年4月24日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 招集する期日 令和5年5月1日
- 2 招集する場所 さいたま市議会議事堂
- 3 付議事件

さいたま市議会議長の選挙について

さいたま市議会副議長の選挙について

議会運営委員の選任について

常任委員の選任について

特別委員会の設置及び付託について

特別委員の選任について

議案第99号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（令和5年度さいたま市一般会計補正予算（第1号））

議案第100号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（さいたま市市税条例の一部を改正する条例の制定について）

議案第101号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について）

議案第102号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（さいたま市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について）

議案第103号 令和5年度さいたま市一般会計補正予算（第2号）

さいたま市告示第770号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき認可した「地縁による団体」については、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、同条の2第10項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年4月24日

さいたま市長 清水 勇 人

1 名 称

はる野4丁目北自治会

2 変更した事項

(1) 代表者（省略）

(2) 住 所（省略）

3 変更年月日

令和5年4月16日

さいたま市告示第771号

都市計画図書作成支援等業務（宮前地区）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき告示する。

令和5年4月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

都市計画図書作成支援等業務（宮前地区）

(2) 履行場所

さいたま市西区宮前町地内

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約日から令和6年3月22日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）に業務「建設コン／開発事業」で掲載されていること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 本業務の遂行にあたっては、管理技術者、照査技術者、現場責任者を配置することとし、管理技術者は下記の全ての資格を有するものであること。なお、管理技術者は本入札公告の公告日において、3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有するものであること。

①技術士（建設部門：都市及び地方計画）

②土地区画整理士

(5) 平成30年4月1日以降に埼玉県の実地調査を伴う組合土地区画整理事業における都市計画変更に係る図書作成及び説明会等の支援を行った実績があること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4

さいたま市経済局商工観光部産業展開推進課

担当 産業拠点整備係 電話 048(829)1356

(2) 交付期間

令和5年4月25日(火)から令和5年5月9日(火)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。ただし、交付最終日は午前9時から正午までとする。)

(3) 交付費用

無償

(4) 交付方法

CD-ROM

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たしている者は、入札参加申込み及び入札参加資格の確認審査(以下、「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。

(1) 提出書類

入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

令和5年4月25日(火)から令和5年5月9日(火)まで(休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

ア 持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により受付期間必着とする。)

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市経済局商工観光部産業展開推進課

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

競争入札参加申込み及び参加資格確認の申請を行った者に対し確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付日時

令和5年5月15日(月)午後4時まで

(2) 交付場所

3(1)に同じ

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において、本市で封入封緘以外の作業が発生しないよう整えた返信用封筒を添付し、郵送希望を申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、入札に参加できないものとする。

る。

- (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき
- (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。入札金額は、当該業務に係る経費の全てを含めて見積もること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月18日（木）13時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所 西会議棟 第6会議室

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月18日（木）入札終了後、直ちに行う

イ 場所

7(2)イに同じ

(4) 入札保証金

ア 見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、本入札において入札保証金の免除を希望する者は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する資料（完了検査結果通知等の写し等）と入札保証金免除申請書を提出すること。

イ 免除の可否についての審査が終了したときは、その結果を5の通知と合わせて申請者に通知する。

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項及び第4項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、入札価格が同値の場合は、当該者のくじ引きによって落札者を定める。この場合において、当該入札参加者等は、くじを引くことを辞退することができない。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は、これを無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市経済局商工観光部経済政策課

電話 048(829)1363

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市経済局商工観光部産業展開推進課

電話 048(829)1356

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただしさいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市経済局商工観光部産業展開推進課及びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は入札説明書による。

さいたま市告示第772号

さいたま市インターネット市民意識調査業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年4月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市インターネット市民意識調査業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所外

(3) 業務概要

入札説明書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「検査・測定・調査」の受注希望業務「市場調査」又は「世論調査」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 開札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 過去2年の間に、次のいずれの条件も満たす者であること。

ア 国又は地方公共団体と同種の調査業務の契約を締結し、誠実に履行した実績を2件以上有する者

イ 国、地方公共団体又は民間企業を問わず、Web法アンケート調査業務の契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p088192.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和5年5月15日（月）まで

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受領期限

令和5年5月15日（月）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

(3) 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市市長公室秘書広報部広聴課

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室秘書広報部広聴課

(2) 交付日時

令和5年5月19日（金）午前9時00分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒（定型郵便物）に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 郵送（一般書留又は簡易書留等）による提出とする。

イ 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分

の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 6(1)、(2)及び入札説明書の規定に反して提出された入札書は、無効とする。

(2) 入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和5年5月25日（木）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室秘書広報部秘書課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月31日（水）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟2階第2会議室

(4) 開札への立会い

入札者又はその代理人は、事前に申請した場合に限り、開札時に立ち会うことができる。

(5) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(6) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(7) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条及びさいたま市業務委託郵便入札執行要領第8条の規定に該当する入札は無効とする。

(9) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室秘書広報部秘書課
電話 048(829)1014 FAX 048(833)1578

(10) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室秘書広報部広聴課
電話 048(829)1931 FAX 048(825)0665

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定

に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市市長公室秘書広報部広聴課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第773号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和5年4月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市北区日進町三丁目403番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区丸の内2-4-1

株式会社 オープンハウス・ディベロップメント 代表取締役 福岡 良介

3 許可番号

令和4年10月6日

第開-N2022078号

4 検査済証番号

令和5年4月24日

第完-N2022078号

さいたま市告示第774号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和5年4月25日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市桜区新開一丁目42番3、42番4、42番7、42番8
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都西東京市北原町三丁目2番22号
株式会社アーネストワン 代表取締役 松林 重行
- 3 許可番号
令和5年1月26日
第 変 - S 2 0 2 2 0 8 0 号
- 4 検査済証番号
令和5年4月24日
第 完 - S 2 0 2 2 0 8 0 号

さいたま市告示第775号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により認可をした「地縁による団体」については、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年4月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 名称

- ・（省略）

2 変更した事項

- ・ 代表者の氏名及び住所（省略）

3 変更年月日

- ・ 令和5年4月2日

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市緑区役所区民生活部コミュニティ課地域活動係
- (2) 電話 048（712）1131

さいたま市告示第776号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和5年4月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市北区盆栽町69番13
- (2) 指定の年月日 令和5年4月25日
- (3) 指定の番号 第北23-002号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 14.13m

さいたま市告示第778号

さいたま市南消防署東浦和出張所仮設建物賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年4月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市南消防署東浦和出張所仮設建物賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市南区大字大谷口 5668

(3) 業務概要

仕様書等のとおり

(4) 借入期間

令和5年11月1日から令和6年10月31日まで

(5) 入札参加形態

単体企業とする。

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（建設工事）に業種「建築工事業」で掲載されている者、かつ、市内に本店、支店、又は営業所を有している者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間に、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てを行っていない者、若しくは、更生手続開始の決定がされた者、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てを行っていない者、若しくは、再生手続開始の決定がされた者であること。

- (5) 過去に官公庁案件で仮設建物の賃貸借契約の締結を結び施工した実績があること。

- (6) 法人の登記において、不動産の取引、不動産の賃貸又は土地建物の賃貸を業務とする記載がある者であること。

3 仕様書等の閲覧・貸出

仕様書等は、閲覧又は貸出の方法により供するものとし、閲覧又は貸出を希望する者は、仕様書等貸出申請書により、さいたま市消防局総務部消防施設課へ申請し、承認を受けなければならない。

(1) 閲覧又は貸出場所

さいたま市浦和区常盤 6-1-28 さいたま市消防局総務部消防施設課

担当 施設整備係 電話 048(833)1431

(2) 閲覧又は貸出期間

本告示の日から令和5年5月11日(木)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から午後4時まで)

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、次の(1)の書類を提出して入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格等確認申請書

イ 一般競争入札参加資格等確認資料

2(1)に規定する事項を証する書類の写し

2(5)に規定する契約実績の分かる書類の写し

2(6)に規定する事項を証する書類の写し

(2) 一般競争入札参加資格等確認申請書の配布

ア 配布場所

3(1)に同じ

イ 配布期間

3(2)に同じ

(3) 一般競争入札参加資格等確認申請書の提出

ア 受付場所

3(1)に同じ

イ 受付期間

3(2)に同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送とする。ただし郵送にて提出する場合は、書留郵便(簡易書留郵便を含む。)とし、受付期間内必着とする。

5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

一般競争入札参加確認申請を行なった者に対し、次により一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年5月15日(月)午前9時から午後4時まで

なお、交付日時に一般競争入札参加資格確認結果通知書の受け取りがなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

(3) その他

郵送希望者については、4(3)の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 仕様書等に関して質問がある場合は、3(2)の期間内に質疑応答書を次のとおり提出すること。

ア 提出先

3(1)に同じ

イ 提出方法

4(3)ウに同じ

ウ 受付期間

3(2)に同じ

(2) 質問に対する回答

ア 公表場所

3(1)に同じ

イ 公表日時

5(2)に同じ

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札参加申請の確認

一般競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。なお、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(3) 入札書の提出方法

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月17日（水）午後1時30分

イ 場所

消防局庁舎4階調整室

(5) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月17日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(4)イに同じ

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することはできない。

(9) 入札の辞退

入札の参加を認められた場合であっても、入札を辞退することができる。

(10) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

(11) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市消防局総務部消防施設課

電話 048(833)1431 FAX 048(833)7641

8 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

9 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

10 その他

契約条項等は、さいたま市消防局消防施設課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

さいたま市告示第779号

さいたま市西消防署仮設建物賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年4月25日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市西消防署仮設建物賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市西区西大宮3丁目48番地

(3) 業務概要

仕様書等のとおり

(4) 借入期間

令和5年11月1日から令和6年8月31日まで

(5) 入札参加形態

単体企業とする。

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（建設工事）に業種「建築工事業」で掲載されている者、かつ、市内に本店、支店、又は営業所を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間に、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てを行っていない者、若しくは、更生手続開始の決定がされた者、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てを行っていない者、若しくは、再生手続開始の決定がされた者であること。

(5) 過去に官公庁案件で仮設建物の賃貸借契約の締結を結び施工した実績があること。

(6) 法人の登記において、不動産の取引、不動産の賃貸又は土地建物の賃貸を業務とする記載がある者であること。

3 仕様書等の閲覧・貸出

仕様書等は、閲覧又は貸出の方法により供するものとし、閲覧又は貸出を希望する者は、仕様書等貸出申請書により、さいたま市消防局総務部消防施設課へ申請し、承認を受けなければならない。

(1) 閲覧又は貸出場所

さいたま市浦和区常盤 6-1-28 さいたま市消防局総務部消防施設課
担当 施設整備係 電話 048(833)1431

(2) 閲覧又は貸出期間

本告示の日から令和5年5月11日(木)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から午後4時まで)

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、次の(1)の書類を提出して入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格等確認申請書

イ 一般競争入札参加資格等確認資料

2(1)に規定する事項を証する書類の写し

2(5)に規定する契約実績の分かる書類の写し

2(6)に規定する事項を証する書類の写し

(2) 一般競争入札参加資格等確認申請書の配布

ア 配布場所

3(1)に同じ

イ 配布期間

3(2)に同じ

(3) 一般競争入札参加資格等確認申請書の提出

ア 受付場所

3(1)に同じ

イ 受付期間

3(2)に同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送とする。ただし郵送にて提出する場合は、書留郵便(簡易書留郵便を含む。)とし、受付期間内必着とする。

5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

一般競争入札参加確認申請を行なった者に対し、次により一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年5月15日(月)午前9時から午後4時まで

なお、交付日時に一般競争入札参加資格確認結果通知書の受け取りがなかった者については、

入札を辞退したものとみなす。

(3) その他

郵送希望者については、4(3)の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 仕様書等に関して質問がある場合は、3(2)の期間内に質疑応答書を次のとおり提出すること。

ア 提出先

3(1)に同じ

イ 提出方法

4(3)ウに同じ

ウ 受付期間

3(2)に同じ

(2) 質問に対する回答

ア 公表場所

3(1)に同じ

イ 公表日時

5(2)に同じ

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札参加申請の確認

一般競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。なお、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(3) 入札書の提出方法

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月17日（水）午後2時00分

イ 場所

消防局庁舎4階調整室

(5) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月17日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(4)イに同じ

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することはできない。

(9) 入札の辞退

入札の参加を認められた場合であっても、入札を辞退することができる。

(10) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

(11) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市消防局総務部消防施設課

電話 048(833)1431 FAX 048(833)7641

8 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

9 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

10 その他

契約条項等は、さいたま市消防局消防施設課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

さいたま市告示第780号

学校図書館システム賃貸借（R5年）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年4月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

学校図書館システム賃貸借（R5年）

(2) 借入場所

さいたま市大宮区宮町3-84 さいたま市立大宮北小学校外

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和5年10月1日から令和10年9月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」で登録されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区岸町6-13-15 さいたま市教育委員会教育研究所

担当 管理係 電話 048(838)0781

(2) 交付期間

告示の日から令和5年5月22日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付方法

CD-ROM

(4) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年6月1日（木）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料（設定費用等、当該業務に係る経費の全てを含む。）1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年6月13日（火）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区岸町6-13-15 さいたま市立教育研究所地下1階美術科研修室

(3) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さい

たま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年6月13日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区岸町6-13-15 さいたま市教育委員会教育研究所

電話 048(838)0781 FAX 048(838)0888

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市教育委員会教育研究所及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第781号

平成13年9月28日第475号で告示した団体については、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年4月26日

さいたま市長 清水 勇人

1 名称

宮原町二丁目自治会

2 変更した事項

代表者の氏名及び住所 （省略）

3 変更年月日

令和5年4月15日

さいたま市告示第782号

令和5年度さいたま市現庁舎地利活用検討調査業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年4月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和5年度さいたま市現庁舎地利活用検討調査業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

入札説明書及び仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和6年3月27日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「計画策定」の受注希望業務「その他の計画策定」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 平成15年度以降に、都道府県、特別区又は人口10万人以上の市の庁舎移転に伴い、跡地の利活用に係る構想等の策定又は調査検討についての業務の契約実績を有し、かつ誠実に履行した者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部
担当 企画・SDGs推進担当 電話 048(829)1033

(2) 交付期間

告示の日から令和5年5月10日(水)正午まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年5月12日(金)午前9時から午後5時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月18日(木) 午前10時15分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第6会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月18日(木) 入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部分権・広域行政担当

電話 048(829)1064 FAX 048(829)1997

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部企画・SDGs推進担当

電話 048(829)1033 FAX 048(829)1997

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部及びホームページにおいて閲覧できる。

[***https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p096915.html***](https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p096915.html)

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第783号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和5年4月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市岩槻区原町1448番2、1448番5、1448番6、1448番7、
1448番8、1448番9、1448番10、1448番11、1448番12、
1448番13、1448番14、1448番15

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都武蔵野市境二丁目2番2号
株式会社飯田産業 代表取締役 築地 重彦

3 許可番号

令和5年1月23日
第開-N2022150号

4 検査済証番号

令和5年4月25日
第完-N2022150号

さいたま市告示第784号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和5年4月26日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市岩槻区大字徳力字東572番3、572番6
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
(省略)
- 3 許可番号
令和4年10月31日
第開 - N2022103号
- 4 検査済証番号
令和5年4月25日
第完 - N2022103号

さいたま市告示第785号

さいたま市立浦和南高等学校リフレッシュ工事基本設計業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年4月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立浦和南高等学校リフレッシュ工事基本設計業務

(2) 履行場所

さいたま市南区辻6-5-31

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和6年3月22日まで

(5) 入札参加形態

単体企業とする

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）（以下「名簿」という。）に業務「建築関連コンサルタント」の業務分類「学校施設」で登録されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生計画の認可決定を得、かつ、更生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生計画の認可決定を得、かつ、再生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。

- (6) 平成25年度以降、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定される学校（ただし、

幼稚園を除く。)の校舎の用に供される建物の増築又は改築の基本又は実施設計業務(ただし、増築又は改築に係る設計業務にあたっては、当該増築又は改築部分について延べ面積6,000㎡以上であること。)を元請として完成させた実績を有する者(共同企業体としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。)であること。

(7) 建築士法(昭和25年法律第202号)に基づく一級建築士を配置できる者であること。

3 仕様書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育課
担当 管理係 電話 048(829)1673

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p096860.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和5年5月17日(水)まで(3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 仕様書等に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。ただし、郵送にて提出する場合は、書留郵便(簡易書留郵便を含む。)とし、受付期間内必着とする。

5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和5年5月24日(水)午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 仕様書等に関して質問がある場合は、質問書を次のとおり提出すること。

ア 提出先

3(1)アに同じ

イ 受付期間

3(2)に同じ

ウ 提出方法

4(4)に同じ

(2) 質問に対する回答

ア 公表場所

3(1)アに同じ

イ 公表日時

5(2)に同じ

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。

(3) 提出方法

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月31日（水）午前9時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(5) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月31日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(4)イに同じ

(7) 入札回数

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加できない。

(8) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

(9) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(10) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(11) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

8 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部学事課

電話 048(829)1646 FAX 048(829)1990

9 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部高校教育課

電話 048(829)1673 FAX 048(829)1990

10 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

11 その他

契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局学校教育部高校教育課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

さいたま市告示第786号

さいたま市立北浦和小学校リフレッシュ基本計画策定業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年4月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立北浦和小学校リフレッシュ基本計画策定業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区北浦和2-18-3

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和6年3月22日まで

(5) 入札参加形態

単体企業とする

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）（以下「名簿」という。）に業務「建築関連コンサルタント」の業務分類「学校施設」で掲載され、かつ、本市内に本店を有している者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生計画の認可決定を得、かつ、更生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生計画の認可決定を得、かつ、再生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。

- (6) 平成25年度以降、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定される学校（ただし、

幼稚園を除く。)の用に供される延べ面積2,000㎡以上の建物の増築又は改築の基本計画、基本又は実施設計業務を元請として完成させた実績を有する者(共同企業体としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。)であること。

(7) 建築士法(昭和25年法律第202号)に基づく一級建築士を配置できる者であること。

3 仕様書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課
担当 整備係 電話 048(829)1642

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p096760.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和5年5月17日(水)まで(3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 仕様書等に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。ただし、郵送にて提出する場合は、書留郵便(簡易書留郵便を含む。)とし、受付期間内必着とする。

5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和5年5月24日(水)午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 仕様書等に関して質問がある場合は、質問書を次のとおり提出すること。

ア 提出先

3(1)アに同じ

イ 受付期間

3(2)に同じ

ウ 提出方法

4(4)に同じ

(2) 質問に対する回答

ア 公表場所

3(1)アに同じ

イ 公表日時

5(2)に同じ

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。

(3) 提出方法

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月31日（水）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所第二別館1階第1会議室

(5) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月31日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(4)イに同じ

(7) 入札回数

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加できない。

(8) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

(9) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(10) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(11) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

8 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部教育総務課

電話 048(829)1623 FAX 048(829)1989

9 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課

電話 048(829)1642 FAX 048(829)1989

10 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

11 その他

契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

さいたま市告示第787号

さいたま市立与野西北小学校リフレッシュ基本計画策定業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年4月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立与野西北小学校リフレッシュ基本計画策定業務

(2) 履行場所

さいたま市中央区円阿弥4-3-7

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和6年3月22日まで

(5) 入札参加形態

単体企業とする

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）（以下「名簿」という。）に業務「建築関連コンサルタント」の業務分類「学校施設」で記載され、かつ、本市内に本店を有している者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生計画の認可決定を得、かつ、更生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生計画の認可決定を得、かつ、再生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。

- (6) 平成25年度以降、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定される学校（ただし、

幼稚園を除く。)の用に供される延べ面積2,000㎡以上の建物の増築又は改築の基本計画、基本又は実施設計業務を元請として完成させた実績を有する者(共同企業体としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。)であること。

(7) 建築士法(昭和25年法律第202号)に基づく一級建築士を配置できる者であること。

3 仕様書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付場所 01

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課
担当 整備係 電話 048(829)1642

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p096761.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和5年5月17日(水)まで(3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 仕様書等に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。ただし、郵送にて提出する場合は、書留郵便(簡易書留郵便を含む。)とし、受付期間内必着とする。

5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和5年5月24日(水)午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 仕様書等に関して質問がある場合は、質問書を次のとおり提出すること。

ア 提出先

3(1)アに同じ

イ 受付期間

3(2)に同じ

ウ 提出方法

4(4)に同じ

(2) 質問に対する回答

ア 公表場所

3(1)アに同じ

イ 公表日時

5(2)に同じ

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。

(3) 提出方法

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月31日（水）午前10時15分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所第二別館1階第1会議室

(5) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月31日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(4)イに同じ

(7) 入札回数

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加できない。

(8) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

(9) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(10) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(11) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

8 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部教育総務課
電話 048(829)1623 FAX 048(829)1989

9 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課
電話 048(829)1642 FAX 048(829)1989

10 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

11 その他

契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

さいたま市告示第788号

さいたま市立大宮東中学校リフレッシュ基本計画策定業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年4月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立大宮東中学校リフレッシュ基本計画策定業務

(2) 履行場所

さいたま市大宮区堀の内町1-99

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和6年3月22日まで

(5) 入札参加形態

単体企業とする

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）（以下「名簿」という。）に業務「建築関連コンサルタント」の業務分類「学校施設」で掲載され、かつ、本市内に本店を有している者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生計画の認可決定を得、かつ、更生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生計画の認可決定を得、かつ、再生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。

- (6) 平成25年度以降、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定される学校（ただし、

幼稚園を除く。)の用に供される延べ面積2,000㎡以上の建物の増築又は改築の基本計画、基本又は実施設計業務を元請として完成させた実績を有する者(共同企業体としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。)であること。

(7) 建築士法(昭和25年法律第202号)に基づく一級建築士を配置できる者であること。

3 仕様書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課
担当 整備係 電話 048(829)1642

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p096741.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和5年5月17日(水)まで(3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 仕様書等に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。ただし、郵送にて提出する場合は、書留郵便(簡易書留郵便を含む。)とし、受付期間内必着とする。

5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和5年5月24日(水)午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 仕様書等に関して質問がある場合は、質問書を次のとおり提出すること。

ア 提出先

3(1)アに同じ

イ 受付期間

3(2)に同じ

ウ 提出方法

4(4)に同じ

(2) 質問に対する回答

ア 公表場所

3(1)アに同じ

イ 公表日時

5(2)に同じ

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。

(3) 提出方法

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月31日（水）午前10時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所第二別館1階第1会議室

(5) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月31日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(4)イに同じ

(7) 入札回数

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加できない。

(8) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

(9) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(10) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(11) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

8 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部教育総務課

電話 048(829)1623 FAX 048(829)1989

9 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課

電話 048(829)1642 FAX 048(829)1989

10 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

11 その他

契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

さいたま市告示第789号

さいたま市立西浦和小学校リフレッシュ工事基本設計業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年4月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立西浦和小学校リフレッシュ工事基本設計業務

(2) 履行場所

さいたま市南区曲本1-3-5

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和6年3月22日まで

(5) 入札参加形態

単体企業とする

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）（以下「名簿」という。）に業務「建築関連コンサルタント」の業務分類「学校施設」で掲載され、かつ、本市内に本店を有している者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生計画の認可決定を得、かつ、更生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生計画の認可決定を得、かつ、再生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。

- (6) 平成25年度以降、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定される学校（ただし、

幼稚園を除く。)の校舎の用に供される建物の増築又は改築の基本又は実施設計業務(ただし、増築又は改築に係る設計業務にあたっては、当該増築又は改築部分について延べ面積2,500㎡以上であること。)を元請として完成させた実績を有する者(共同企業体としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。)であること。

(7) 建築士法(昭和25年法律第202号)に基づく一級建築士を配置できる者であること。

3 仕様書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課
担当 整備係 電話 048(829)1642

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p096756.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和5年5月17日(水)まで(3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 仕様書等に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。ただし、郵送にて提出する場合は、書留郵便(簡易書留郵便を含む。)とし、受付期間内必着とする。

5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和5年5月24日(水)午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 仕様書等に関して質問がある場合は、質問書を次のとおり提出すること。

ア 提出先

3(1)アに同じ

イ 受付期間

3(2)に同じ

ウ 提出方法

4(4)に同じ

(2) 質問に対する回答

ア 公表場所

3(1)アに同じ

イ 公表日時

5(2)に同じ

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。

(3) 提出方法

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月31日（水）午前10時45分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市役所第二別館1階第1会議室

(5) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月31日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(4)イに同じ

(7) 入札回数

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加できない。

(8) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

(9) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(10) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(11) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

8 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部教育総務課

電話 048(829)1623 FAX 048(829)1989

9 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課

電話 048(829)1642 FAX 048(829)1989

10 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

11 その他

契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

さいたま市告示第790号

さいたま市立大成小学校リフレッシュ工事基本設計業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年4月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立大成小学校リフレッシュ工事基本設計業務

(2) 履行場所

さいたま市大宮区大成町2-282

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和6年3月22日まで

(5) 入札参加形態

単体企業とする

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）（以下「名簿」という。）に業務「建築関連コンサルタント」の業務分類「学校施設」で掲載され、かつ、本市内に本店を有している者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生計画の認可決定を得、かつ、更生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生計画の認可決定を得、かつ、再生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。

- (6) 平成25年度以降、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定される学校（ただし、

幼稚園を除く。)の校舎の用に供される建物の増築又は改築の基本又は実施設計業務(ただし、増築又は改築に係る設計業務にあたっては、当該増築又は改築部分について延べ面積2,500㎡以上であること。)を元請として完成させた実績を有する者(共同企業体としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。)であること。

(7) 建築士法(昭和25年法律第202号)に基づく一級建築士を配置できる者であること。

3 仕様書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課
担当 整備係 電話 048(829)1642

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p096757.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和5年5月17日(水)まで(3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 仕様書等に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。ただし、郵送にて提出する場合は、書留郵便(簡易書留郵便を含む。)とし、受付期間内必着とする。

5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和5年5月24日(水)午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 仕様書等に関して質問がある場合は、質問書を次のとおり提出すること。

ア 提出先

3(1)アに同じ

イ 受付期間

3(2)に同じ

ウ 提出方法

4(4)に同じ

(2) 質問に対する回答

ア 公表場所

3(1)アに同じ

イ 公表日時

5(2)に同じ

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。

(3) 提出方法

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月31日（水）午前11時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市役所第二別館1階第1会議室

(5) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月31日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(4)イに同じ

(7) 入札回数

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加できない。

(8) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

(9) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(10) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(11) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

8 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部教育総務課

電話 048(829)1623 F A X 048(829)1989

9 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課

電話 048(829)1642 F A X 048(829)1989

10 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

11 その他

契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

さいたま市告示第791号

さいたま市立岩槻小学校リフレッシュ工事基本設計業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年4月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立岩槻小学校リフレッシュ工事基本設計業務

(2) 履行場所

さいたま市岩槻区本町5-6-45

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和6年3月22日まで

(5) 入札参加形態

単体企業とする

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）（以下「名簿」という。）に業務「建築関連コンサルタント」の業務分類「学校施設」で記載され、かつ、本市内に本店を有している者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生計画の認可決定を得、かつ、更生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生計画の認可決定を得、かつ、再生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。

- (6) 平成25年度以降、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定される学校（ただし、

幼稚園を除く。)の校舎の用に供される建物の増築又は改築の基本又は実施設計業務(ただし、増築又は改築に係る設計業務にあたっては、当該増築又は改築部分について延べ面積1,500㎡以上であること。)を元請として完成させた実績を有する者(共同企業体としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。)であること。

(7) 建築士法(昭和25年法律第202号)に基づく一級建築士を配置できる者であること。

3 仕様書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課
担当 整備係 電話 048(829)1642

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p096758.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和5年5月17日(水)まで(3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 仕様書等に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。ただし、郵送にて提出する場合は、書留郵便(簡易書留郵便を含む。)とし、受付期間内必着とする。

5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和5年5月24日(水)午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 仕様書等に関して質問がある場合は、質問書を次のとおり提出すること。

ア 提出先

3(1)アに同じ

イ 受付期間

3(2)に同じ

ウ 提出方法

4(4)に同じ

(2) 質問に対する回答

ア 公表場所

3(1)アに同じ

イ 公表日時

5(2)に同じ

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。

(3) 提出方法

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月31日（水）午前11時15分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市役所第二別館1階第1会議室

(5) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月31日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(4)イに同じ

(7) 入札回数

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加できない。

(8) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

(9) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(10) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(11) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

8 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部教育総務課

電話 048(829)1623 FAX 048(829)1989

9 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課

電話 048(829)1642 FAX 048(829)1989

10 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

11 その他

契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

さいたま市告示第792号

さいたま市立岩槻中学校リフレッシュ工事基本設計業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年4月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立岩槻中学校リフレッシュ工事基本設計業務

(2) 履行場所

さいたま市岩槻区仲町1-14-35

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和6年3月22日まで

(5) 入札参加形態

単体企業とする

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）（以下「名簿」という。）に業務「建築関連コンサルタント」の業務分類「学校施設」で掲載され、かつ、本市内に本店を有している者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生計画の認可決定を得、かつ、更生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生計画の認可決定を得、かつ、再生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。

- (6) 平成25年度以降、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定される学校（ただし、

幼稚園を除く。)の校舎の用に供される建物の増築又は改築の基本又は実施設計業務(ただし、増築又は改築に係る設計業務にあたっては、当該増築又は改築部分について延べ面積2,000㎡以上であること。)を元請として完成させた実績を有する者(共同企業体としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。)であること。

(7) 建築士法(昭和25年法律第202号)に基づく一級建築士を配置できる者であること。

3 仕様書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課
担当 整備係 電話 048(829)1642

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p096759.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和5年5月17日(水)まで(3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 仕様書等に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。ただし、郵送にて提出する場合は、書留郵便(簡易書留郵便を含む。)とし、受付期間内必着とする。

5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和5年5月24日(水)午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 仕様書等に関して質問がある場合は、質問書を次のとおり提出すること。

ア 提出先

3(1)アに同じ

イ 受付期間

3(2)に同じ

ウ 提出方法

4(4)に同じ

(2) 質問に対する回答

ア 公表場所

3(1)アに同じ

イ 公表日時

5(2)に同じ

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。

(3) 提出方法

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月31日（水）午前11時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市役所第二別館1階第1会議室

(5) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月31日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(4)イに同じ

(7) 入札回数

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加できない。

(8) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

(9) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(10) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(11) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

8 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部教育総務課

電話 048(829)1623 FAX 048(829)1989

9 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課

電話 048(829)1642 FAX 048(829)1989

10 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

11 その他

契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局管理部学校施設整備課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

さいたま市告示第793号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和5年4月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市見沼区宮ヶ谷塔三丁目409番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和4年10月21日

第開 - N2022093号

4 検査済証番号

令和5年4月25日

第完 - N2022093号

さいたま市告示第794号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和5年4月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市見沼区大字御蔵字大ヶ谷戸1308番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和5年3月28日

第変 - N2022023号

4 検査済証番号

令和5年4月25日

第完 - N2022023号

さいたま市告示第795号

さいたま市記念総合体育館中規模修繕工事基本計画策定業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年4月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市記念総合体育館中規模修繕工事基本計画策定業務

(2) 履行場所

さいたま市桜区道場4-3-1

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和6年3月22日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格名簿（設計・調査・測量）（以下「名簿」という。）に業務「建築関連コンサルタント」の業務分類「スポーツ施設」で登録され、かつ、本市内に本店を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 過去5年間に国又は地方公共団体が所有する居住施設、学校施設、医療・福祉施設、スポーツ・文化施設、事務所・庁舎等の建物の改修及び新築、増築又は改築の基本計画、基本又は実施設計業務を元請として完成させた実績を有する者であること。

(7) 設計に対応する建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく建築士事務所登録を受けている者で、かつ、当該設計に同法に基づく一級建築士を配置できる者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p096851.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和5年5月10日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課
担当 スポーツ施設係 電話 048(829)1729

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

4(3)に同じ

(2) 交付日時

令和5年5月15日（月）午前9時から午後5時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する

金額を入札書に記載すること。

(2) 入札参加資格の確認

競争入札参加資格確認結果通知書を持参すること。

(3) 提出方法

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月19日(金) 午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第6会議室

(5) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月19日(金) 入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(4)イに同じ

(7) 入札回数

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加できない。

(8) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(9) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(10) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(11) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

7 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課
担当 スポーツ振興係

電話 048(829)1058 FAX 048(829)1996

8 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課
担当 スポーツ施設係
電話 048 (829) 1729 FAX 048 (829) 1996

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

10 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、ホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第796号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和5年5月2日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和5年4月26日

さいたま市長 清水 勇 人

・ 次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴
4月 25日	犬	岩槻区太田	ブル ドッグ	メス	茶白	2～5歳	無	
4月 25日	犬	大宮区桜木町	柴犬	去勢 オス	茶	5～8歳	有	青色革製首輪 青色リード

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健衛生局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048(840)4159

さいたま市告示第797号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和5年4月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市南区大字大谷口字細野862番6、862番13、862番14
- (2) 指定の年月日 令和5年4月26日
- (3) 指定の番号 第南23-003号
- (4) 道路の幅員 4.30m
- (5) 道路の延長 23.12m

さいたま市告示第798号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和5年4月26日

さいたま市長 清水 勇 人

1 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市桜区大字下大久保字中郷977番2、977番6、977番7、
980番10
- (2) 指定の年月日 令和5年4月26日
- (3) 指定の番号 第南23-004号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 54.20m

さいたま市告示第799号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和5年4月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市西区大字水判土字堀ノ内

113番1、113番7、113番8、113番23、113番28

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和4年9月28日

第開 - N2022072号

4 検査済証番号

令和5年4月26日

第完 - N2022072号

さいたま市告示第800号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年4月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

レーザプリンタ用トナー（FujiFilm DocuPrint 3500d用）（単価契約）

(2) 納入場所

さいたま市各課所等

(3) 数量・特質等

ア 予定数量 1,650箱（1箱1本入）

イ 特質等 入札説明書による。

(4) 契約期間

令和5年7月3日から令和6年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「事務用品・什器」内の営業種目「電算用品」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
担当 物品契約係 電話 048(829)1181

(2) 交付期間

告示の日から令和5年5月15日(月)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年5月22日(月)及び令和5年5月23日(火)午前9時から午後5時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

単価で行う。入札金額は、1箱当たりの金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年6月5日(月)午後1時45分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局水道庁舎2階会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額(単価)に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年6月5日(月)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 問合せ先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額(単価)に予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第801号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年4月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名（物品の購入）

- ア ガス回転釜
- イ スチームコンベクションオーブン
- ウ 牛乳保冷庫
- エ 立体炊飯器
- オ フードスライサー
- カ 業務用冷凍庫 外2件
- キ 二槽フライヤー
- ク ガス回転釜（向小学校） 外4件

(2) 納入場所

- ア さいたま市見沼区大和田町2-998 さいたま市立大砂土東小学校外2校
- イ さいたま市北区日進町2-911 さいたま市立日進小学校外4校
- ウ さいたま市南区别所2-5-34 さいたま市立浦和別所小学校外6校
- エ さいたま市浦和区針ヶ谷4-1-9 さいたま市立常盤中学校外2校
- オ さいたま市立北区宮原町4-102-6 さいたま市立宮原小学校外6校
- カ さいたま市緑区大門1189 さいたま市立大門小学校外10校
- キ さいたま市南区辻6-3-28 さいたま市立辻小学校外3校
- ク さいたま市立南区大谷口5437 さいたま市立向小学校

(3) 特質等

入札説明書のとおり

(4) 納入期限

令和6年3月29日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「学校・保育用品」内の営業種目「学校用品」又は種目「一般機器」内の営業種目「住宅設備機器」で掲載されて、かつ、市内に本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有している者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこと

とされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市財政局契約管理部調達課
担当 物品契約係 電話048（829）1181

(2) 交付期間

告示の日から令和5年5月12日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する購入物品ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年5月18日（木）及び令和5年5月19日（金）午前9時から午後5時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞

退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

- (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

競争入札に付する購入物品ごとに総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

- | | | |
|---|----------|--------------------|
| ㉠ | 1(1)アの物品 | 令和5年6月5日（月）午後2時45分 |
| ㉡ | 1(1)イの物品 | 令和5年6月5日（月）午後3時00分 |
| ㉢ | 1(1)ウの物品 | 令和5年6月5日（月）午後3時15分 |
| ㉣ | 1(1)エの物品 | 令和5年6月5日（月）午後3時30分 |
| ㉤ | 1(1)オの物品 | 令和5年6月5日（月）午後3時45分 |
| ㉥ | 1(1)カの物品 | 令和5年6月5日（月）午後4時00分 |
| ㉦ | 1(1)キの物品 | 令和5年6月5日（月）午後4時15分 |
| ㉧ | 1(1)クの物品 | 令和5年6月5日（月）午後4時30分 |

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたまま市水道局水道庁舎2階会議室

(3) 入札保証金

競争入札に付する購入物品ごとに見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年6月5日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 問合せ先

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
電話 048 (829) 1181 FAX 048 (829) 1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった購入物品ごとに契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第802号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年4月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

見沼グリーンセンター什器等

(2) 納入場所

さいたま市北区見沼2-94 見沼グリーンセンター

(3) 特質等

入札説明書のとおり

(4) 納入期限

令和5年8月30日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「事務用品・什器」内の営業種目「鋼製什器」で登載され、かつ、市内に本店を有している者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
担当 物品契約係 電話048(829)1181

(2) 交付期間

告示の日から令和5年5月17日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年5月25日（木）及び令和5年5月26日（金）午前9時から午後5時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年6月12日(月)午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年6月12日(月)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 問合せ先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示 803号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和5年5月2日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和5年4月27日

さいたま市長 清水 勇 人

・ 次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴
4月 26日	猫	見沼区東新井	雑種	オス	白 (一部 黒茶)	5～8歳	無	
4月 26日	猫	岩槻区加倉	雑種	オス	白黒	1～2 週齢	無	
4月 26日	猫	岩槻区加倉	雑種	メス	キジトラ	1～2 週齢	無	
4月 26日	猫	岩槻区加倉	雑種	オス	キジ白	1～2 週齢	無	

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健衛生局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048(840)4159

さいたま市告示第804号

さいたま市伝統産業等指定要綱第11条の規定により次のとおり伝統産業事業所の指定の内容を変更したので、同要綱第13条の規定により告示する。

令和5年4月27日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 指定の内容を変更した伝統産業事業所
指定番号 78
事業所名 株式会社浦和花見
種別 地域の特性と深い関連のある事業所
- 2 変更の内容
所在地 変更前 さいたま市浦和区高砂1-6-10
変更後 さいたま市桜区町谷1-20-17
- 3 変更の理由
さいたま市伝統産業等指定要綱第12条第1項第1号の規定による。
- 4 変更年月日
令和4年6月2日
- 5 連絡先
担当 さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課商業振興係
電話 048(829)1364

さいたま市告示第805号

さいたま市伝統産業等指定要綱第11条の規定により次のとおり伝統産業事業所の指定の内容を変更したので、同要綱第13条の規定により告示する。

令和5年4月27日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 指定の内容を変更した伝統産業事業所
指定番号 7
事業所名 有限会社金子一郎商店
種別 伝統産業に属する事業所
- 2 変更の内容
所在地 変更前 さいたま市岩槻区本町1-17-9
変更後 さいたま市岩槻区本町2-2-40
- 3 変更の理由
さいたま市伝統産業等指定要綱第12条第1項第1号の規定による。
- 4 変更年月日
令和4年11月1日
- 5 連絡先
担当 さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課商業振興係
電話 048(829)1364

さいたま市告示第806号

さいたま市伝統産業等指定要綱第11条の規定により次のとおり伝統産業事業所の指定の内容を変更したので、同要綱第13条の規定により告示する。

令和5年4月27日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 指定の内容を変更した伝統産業事業所
指定番号 27
事業所名 株式会社雛の廣榮
種別 伝統産業に属する事業所
- 2 変更の内容
所在地 変更前 さいたま市岩槻区西町4-3-5
変更後 さいたま市岩槻区本町3-1-18
- 3 変更の理由
さいたま市伝統産業等指定要綱第12条第1項第1号の規定による。
- 4 変更年月日
令和5年2月1日
- 5 連絡先
担当 さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課商業振興係
電話 048(829)1364

さいたま市告示第807号

さいたま市第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年4月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和6年3月22日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「福祉計画」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 次のいずれかに該当する者であること

ア 本市または他の政令指定都市または他の中核市で過去10年以内に本業務に類似する業務の契約実績があり、かつ、履行した実績を有するものであること。

イ 県内の他自治体で過去10年以内に本業務に類似する業務の契約実績があり、かつ、履行した実績を有するものであること。

3 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和5年5月12日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 受付場所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 2F

さいたま市福祉局長寿応援部高齢福祉課

担当 古賀 電話 048（829）1259

(4) 提出方法

持参

4 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(3)に同じ

(2) 交付日時

令和5年5月19日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、3の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

5 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月26日（金）午後4時

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 さいたま市役所 ときわ会館5階 小ホール

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月26日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

5(2)イに同じ

(5)落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 2F

さいたま市福祉局長寿応援部高齢福祉課

電話 048(829)1259 FAX 048(829)1981

6 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

7 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市福祉局長寿応援部高齢福祉課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p096889.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第808号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年さいたま市条例第205号）第10条第1項により自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年 4月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和5年 4月21日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅及びさいたま新都心駅（東口）周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

(3) 大戸自転車保管所

浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅及びさいたま新都心駅（西口）周辺の自転車等放置禁止区域

(4) 岩槻自転車保管所

岩槻駅、東岩槻駅及び浦和美園駅周辺の自転車等放置禁止区域

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 62台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048（652）8812

保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2023/04/17	武蔵浦和駅	埼玉県警22-223454860	A22AC40186		
2023/04/17	西浦和駅	埼玉県警22-222998395	SWD317177		
2023/04/18	南浦和駅東口	埼玉県警19-193570976	S1900407		
2023/04/18	南浦和駅東口	埼玉県警13-3075933	B1J00480		
2023/04/18	武蔵浦和駅	埼玉県警22-223000908	SWD309452		
2023/04/18	武蔵浦和駅	埼玉県警20-201541212	B9K73195		
2023/04/18	武蔵浦和駅	埼玉県警22-223454925	A22AB71409		
2023/04/20	東浦和駅	千住E-16980	SVL035331		
2023/04/20	東浦和駅	埼玉県警20-200228332	K7EK10442		
2023/04/20	東浦和駅	吹田242769	K0L16018		
2023/04/20	南浦和駅東口	埼玉県警21-213241869	TJ111207171		
2023/04/20	南浦和駅東口	埼玉県警11-1127265	6V07942		
2023/04/20	武蔵浦和駅	不明	F20201992		
2023/04/21	東浦和駅	埼玉県警13-3393962	S3B36931		
2023/04/21	南浦和駅東口	埼玉県警18-8277134	K38006836		
2023/04/21	武蔵浦和駅	埼玉県警14-4211270	B4B43340		
2023/04/21	武蔵浦和駅	埼玉県警17-7457612	A16AL43978		

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2023/04/17	大宮駅東口	埼玉県警23-230574782	A22AB59558		
2023/04/17	大宮駅東口	埼玉県警18-8409823	H803011578		
2023/04/17	大宮駅東口	埼玉県警17-7228473	STPLF09802		
2023/04/17	大宮駅東口	埼玉県警19-191276531	B9C11257		
2023/04/17	大宮駅東口	埼玉県警14-4547103	H4E11363		
2023/04/17	大宮駅西口	埼玉県警22-221504364	STTLF15557		
2023/04/17	大宮駅西口	新宿C50466	K70418302		
2023/04/17	西大宮駅北口	埼玉県警21-211282720	B9H09233		
2023/04/18	大宮駅東口	池袋A10751	L315200		
2023/04/18	大宮駅西口	埼玉県警22-220117359	B1E69645		
2023/04/18	大宮駅西口	埼玉県警18-8442628	F71222342		
2023/04/18	大宮駅西口	埼玉県警17-7320024	S7E015451		
2023/04/18	大宮駅西口	埼玉県警13-3373306	STJ160900		
2023/04/18	大宮駅西口	埼玉県警21-213699547	A21AD04074		
2023/04/18	七里駅	埼玉県警13-3407740	SH1J4571		
2023/04/18	東宮原駅	埼玉県警21-213714740	ZXL21028266		
2023/04/18	東宮原駅	埼玉県警15-5493120	V150703028		
2023/04/20	大宮駅東口	埼玉県警23-231085394	STVIJ12485		
2023/04/20	大宮駅西口	埼玉県警20-203400110	H07F5439		
2023/04/20	大宮駅西口	埼玉県警21-213701266	SVF311824		
2023/04/20	大宮駅西口	埼玉県警21-210049932	SUK032017		
2023/04/20	大宮駅西口	埼玉県警13-3602800	不明		
2023/04/20	東大宮駅西口	栃木県警20-19448	CABJ7180		
2023/04/21	大宮駅東口	埼玉県警22-223602347	S0WK26488		
2023/04/21	大宮駅西口	埼玉県警20-????09951	F20785517		
2023/04/21	大宮駅西口	埼玉県警20-203536224	B0F42515		

保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2023/04/17	北浦和駅東口	埼玉県警20-202057535	SUC051773		
2023/04/17	北浦和駅東口	埼玉県警22-221966112	F21V72437		
2023/04/17	北浦和駅東口	埼玉県警18-8455932	89C2719		
2023/04/17	北浦和駅西口	池袋G-10035	A17AK54192		
2023/04/17	北浦和駅西口	不明	KG3J12755		
2023/04/17	中浦和駅	不明	HA21F61606		
2023/04/17	新都心駅西口	埼玉県警23-231103457	32G2973		
2023/04/17	新都心駅西口	埼玉県警22-223113982	S224S13434		
2023/04/18	北浦和駅東口	埼玉県警21-213573098	TCBCB130		
2023/04/18	北浦和駅東口	埼玉県警17-7510069	660G51558		
2023/04/20	浦和駅東口	愛知県警19-コ-51370	STC324467		
2023/04/20	浦和駅西口	不明	H1D12035		
2023/04/20	浦和駅西口	埼玉県警12-2416113	FJA1K78670		
2023/04/20	与野駅東口	埼玉県警18-8167377	82D5317		
2023/04/21	浦和駅東口	埼玉県警21-212710458	SUJ061597		
2023/04/21	北浦和駅西口	埼玉県警13-3509382	SNG126830		
2023/04/21	中浦和駅	不明	A13AL79403		
2023/04/21	南与野駅	埼玉県警22-223120210	2X21086		

保管告示台帳

岩槻自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2023/04/18	岩槻駅	埼玉県警22-221444493	SVVA00066		

合計: 62台

さいたま市告示第809号

さいたま市リアル体感型防災訓練等運營業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき告示する。

令和5年4月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市リアル体感型防災訓練等運營業務

(2) 履行場所

さいたま市南区別所7-20-1 武蔵浦和コミュニティセンター外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和5年6月16日から令和5年10月6日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に業務「イベント・催事」の受注希望業務「イベント／企画・運営 イベント／会場設営」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 令和2年度以降に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体を相手方とした、リアル体感型防災訓練等に類する業務の契約実績を2件以上有する者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p097046.html>

(2) 交付期間

本告示日から令和5年5月8日（月）まで

(3) 交付費用 無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たしている者は、競争入札参加申込及び参加資格の確認審査（以下「確認審査」という）の申請を行わなければならない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 2(4)の実績を証する書類

(2) 受付期間

本告示日から令和5年5月12日（金）まで（休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 受付場所

さいたま市南区別所7-20-1 さいたま市南区役所区民生活部総務課

(4) 提出方法

持参又は郵送 なお、郵送の場合は書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出期間必着とする。

(5) 競争入札参加申込兼資格確認申請書等の不受理

明らかに入札参加資格がないと認められるときは、競争入札参加申込兼資格確認申請書等を受理しない。

(6) 競争入札参加申込兼資格確認申請書等の取り扱い

ア 市は提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等を入札参加資格の確認審査以外には、提出者に無断で使用しない。

イ 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

ウ 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等の変更、差し替え及び再提出は認めない。

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

競争入札参加資格の確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

郵送

(2) 交付日

令和5年5月16日（火）を目途に発送する。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、入札に参加できないものとする。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する

金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月26日(金) 午前10時00分

イ 場所

さいたま市南区別所7-20-1 さいたま市南区役所6階 会議室C

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月26日(金) 入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、入札価格が同値の場合は、当該者のくじ引きによって落札者を定める。この場合において、当該入札参加者等は、くじを引くことを辞退することができない。

(6) 入札の無効 さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市南区別所7-20-1 さいたま市南区役所 区民生活部 総務課
電話 048(844)7123 FAX 048(844)7270

(8) 業務を担当する課

さいたま市南区別所7-20-1 さいたま市南区役所 区民生活部 総務課
電話 048(844)7123 FAX 048(844)7270

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市南区役所区民生活部総務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(4) 詳細は入札説明書による。

さいたま市告示第810号

さいたま市環境科学課小型乗用ハイブリッド自動車賃貸借（令和5年度導入）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年4月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市環境科学課小型乗用ハイブリッド自動車賃貸借（令和5年度導入）

(2) 借入場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健衛生局健康科学研究センター環境科学課

(3) 数量・特質等

ア 数量 1台

イ 特質等 仕様書による。

(4) 借入期間

60か月（借入始期及び終期は仕様書による）

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）の物品納入等種目分類表内「レンタル・リース」内の営業種目で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健衛生局健康科学研究センター環境科学課
担当 水質係 電話 048(840)2266

(2) 交付期間

告示の日から令和5年5月15日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から

午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年5月19日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月26日（金）午前10時30分

イ 場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健衛生局健康科学研究センター3階会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さい

たま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月26日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

契約規則第13条の規定において無効と定める入札は、これを無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健衛生局健康科学研究センター保健科学課
電話 048(840)2250 FAX 048(840)2267

(8) 業務を担当する課

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健衛生局健康科学研究センター環境科学課
電話 048(840)2266 FAX 048(840)2267

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市ホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第 8 1 1 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号。以下「支援法」という。）第 14 条第 4 項の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第 55 条の 3 及び支援法第 14 条第 4 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 2 8 日

さいたま市長 清 水 勇 人

別紙のとおり

指定医療機関

名 称 (氏 名)	所 在 地	開設者名	指定年月日
きたうらわクリニック	さいたま市中央区新中里1-1-10 岡田ビル1階・2階	医療法人 翔誠会	R05.04.01
医療法人社団 博結会 浦和もちまる歯科・矯正歯科クリニック	さいたま市浦和区高砂2-6-10 柳屋ビル2階	医療法人社団 博結会	H30.12.01
大宮かどまち眼科	さいたま市大宮区大門町2-118 大宮門街WEST3階	医療法人新光会	R05.03.07
ほうじゅ南浦和クリニック	さいたま市南区南浦和1-25-1 ハーウィル南浦和ウーデンハウス1階	医療法人 心施和顔施会	R05.04.01
デンタルケア与野	さいたま市中央区下落合1050 T.T.C.ビルディング四季の棟201号室	医療法人あかぎ	R05.04.01
訪問看護ステーションあすなろ	さいたま市見沼区東宮下351-4 メゾン花園301	高濱社中株式会社	R05.04.01
街の薬局	さいたま市中央区鈴谷4-16-14-2	飯塚 恵菜	R05.03.01
セキ薬局 堀の内町店	さいたま市大宮区堀の内町1-180	株式会社 セキ薬品	R05.04.01
ウエルシア浦和駅調剤薬局	さいたま市浦和区高砂1-16-12 JR浦和駅構内	ウエルシア薬局 株式会社	R05.04.01
結木薬局	さいたま市緑区美園3-10-13	有限会社 オフィス秋本	R05.03.01

さいたま市告示第 8 1 2 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号。以下「支援法」という。）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関から辞退の届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 及び支援法第 14 条第 4 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 2 8 日

さいたま市長 清 水 勇 人

別紙のとおり

指定医療機関

名 称	所 在 地	辞退年月日
コーカ堂調剤薬局	さいたま市緑区中尾 5 7 7 - 1	R05.03.31

さいたま市告示第 8 1 3 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号。以下「支援法」という。）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 及び支援法第 14 条第 4 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 2 8 日

さいたま市長 清 水 勇 人

別紙のとおり

指定医療機関

名 称	所 在 地	廃止年月日
むささびクリニック	さいたま市南区別所 1-25-12 1階	R05.03.31
佐藤皮膚科医院	さいたま市南区南本町 1-2-15 第三大雄ビル 4階	R05.02.10
宮町眼科医院	さいたま市大宮区宮町 2-28 あじせんビル 5F	R05.02.28
ちだ歯科クリニック	さいたま市浦和区東高砂町 2-2-2	R05.03.31
浦和もちまる歯科・矯正歯科クリニック	さいたま市浦和区高砂 2-6-10 柳屋ビル 2F	H30.11.30
街の薬局 南与野店	さいたま市中央区鈴谷 2-665-3	R05.02.28

さいたま市告示第 8 1 4 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号。以下「支援法」という。）第 14 条第 4 項の規定に基づき、介護機関を指定したので、生活保護法第 55 条の 3 及び支援法第 14 条第 4 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 2 8 日

さいたま市長 清 水 勇 人

別紙のとおり

指定介護機関（新規）

名 称	所 在 地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
ハロー薬局 南浦和	さいたま市南区南浦和2-44-9 1階	株式会社 ハローコーポレーション	居宅療養管理指導	R05.02.01
ハロー薬局 南浦和	さいたま市南区南浦和2-44-9 1階	株式会社 ハローコーポレーション	介護予防居宅療養管理指導	R05.02.01

さいたま市告示第 8 1 5 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号。以下「支援法」という。）第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関から変更の届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 及び支援法第 14 条第 4 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 2 8 日

さいたま市長 清 水 勇 人

別紙のとおり

指定介護機関（変更）

名 称	変 更 項 目	変 更 前	変 更 後	サービスの種類	変更年月日
居宅介護支援事業所 きりしき	名称変更	居宅介護支援事業所 きりしきおとおと	居宅介護支援事業所 きりしき	居宅介護支援	R05. 04. 01
癒しのさいたま浦和館グループホーム	名称変更	コミュニケア24 さいたま浦和館	癒しのさいたま浦和館グループホーム	認知症対応型共同生活介護	R03. 10. 01
癒しのさいたま浦和館グループホーム	名称変更	コミュニケア24 さいたま浦和館	癒しのさいたま浦和館グループホーム	介護予防認知症対応型共同生活介護	R03. 10. 01
癒しのさいたま浦和館グループホーム	所在地変更	さいたま市浦和区本太5-39-11	さいたま市浦和区本太3-24-6	認知症対応型共同生活介護	R03. 10. 01
癒しのさいたま浦和館グループホーム	所在地変更	さいたま市浦和区本太5-39-11	さいたま市浦和区本太3-24-6	介護予防認知症対応型共同生活介護	R03. 10. 01

さいたま市告示第 8 1 6 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号。以下「支援法」という。）第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関（生活保護法第 54 条の 2 第 2 項の規定により第 1 項の指定をうけたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設および介護老人福祉施設を含む。）から辞退の届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 及び支援法第 14 条第 4 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 2 8 日

さいたま市長 清 水 勇 人

別紙のとおり

指定介護機関（辞退）

名 称	所 在 地	サービスの種類	辞退年月日
コーカ堂調剤薬局	さいたま市緑区中尾 5 7 7 - 1	居宅療養管理指導	R05.03.31
コーカ堂調剤薬局	さいたま市緑区中尾 5 7 7 - 1	介護予防居宅療養管理指導	R05.03.31

さいたま市告示第 8 1 7 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号。以下「支援法」という。）第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 及び支援法第 14 条第 4 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 2 8 日

さいたま市長 清 水 勇 人

別紙のとおり

指定介護機関（廃止）

名 称	所 在 地	サービスの種類	廃止年月日
ハロー薬局 南浦和	さいたま市南区南浦和 2-4-4-9	居宅療養管理指導	R05.01.31
ハロー薬局 南浦和	さいたま市南区南浦和 2-4-4-9	居宅介護支援	R05.01.31
ハロー薬局 南浦和	さいたま市南区南浦和 2-4-4-9	介護予防居宅療養管理指導	R05.01.31
居宅介護支援事業所 きりしき	さいたま市中央区新中里 2-8-6	居宅介護支援	R05.03.31

さいたま市告示第 8 1 8 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号。以下「支援法」という。）第 14 条第 4 項の規定に基づき、施術者を指定したので、生活保護法第 55 条の 3 及び支援法第 14 条第 4 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 2 8 日

さいたま市長 清 水 勇 人

別紙のとおり

指定施術者

氏名	住所	名称	所在地	指定年月日
佐藤 孝汰	-	アースケアおおみやはり灸マッサージ院	上尾市瓦葺 2 8 3 0 - 8	R05. 04. 01
小林 大介	-	在宅マッサージひまわり	さいたま市桜区神田 1 6 - 1	R05. 04. 01
中島 剛	-	ボディケアサポート中島	さいたま市見沼区東門前 2 3 1 - 5	R05. 03. 21
堀井 智絵	-	ボルテックスマッサージ	さいたま市浦和区上木崎 2 - 7 - 2 7 5 0 4	R05. 03. 29
小林 大介	-	在宅マッサージひまわり	さいたま市桜区神田 1 6 - 1	R05. 04. 01

さいたま市告示第 8 1 9 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号。以下「支援法」という。）第 14 条第 4 項の規定による指定施術者から変更の届出があったので生活保護法第 55 条の 3 及び支援法第 14 条第 4 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 2 8 日

さいたま市長 清 水 勇 人

別紙のとおり

指定施術者

氏 名	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
伊藤 良祐	施術所名称	恵真堂鍼灸整骨院 東大宮院	森のなかま整骨院	R05.03.14
伊藤 良祐	施術所所在地	さいたま市見沼区東大宮5-41-1	さいたま市見沼区東大宮6-29-13 細井第一ビル102	R05.03.14
石原 郁実	施術者氏名	柴 郁実	石原 郁実	R05.04.01
石原 郁実	施術者住所	さいたま市浦和区領家3-21-1-202	さいたま市中央区下落合6-11-8 ハイデンス吉田201号	R05.04.01
石原 郁実	施術者氏名	柴 郁実	石原 郁実	R05.04.01
石原 郁実	施術者住所	さいたま市浦和区領家3-21-1-202	さいたま市中央区下落合6-11-8 ハイデンス吉田201号	R05.04.01

さいたま市告示第820号

平良丘陵開発土地区画整理事業の書類の送付にかえて掲示がされている旨の公告について

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第1項及び第5項並びに第99条第2項の規定による平良丘陵開発土地区画整理事業の次に記載する者に対する仮換地指定通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項及び第2項において準用する同法第77条第5項の規定により当該通知書の送付にかえてその内容は広島県廿日市市下平良1-1-4番地にある掲示板に掲示がされている。

令和5年4月28日

さいたま市長 清水 勇 人

送付を受けるべき者の氏名及び住所
（省略）

さいたま市告示第821号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和5年4月28日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市岩槻区大字野孫字谷中174番6、174番7

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和4年10月27日

第開 - N2022107号

4 検査済証番号

令和5年4月27日

第完 - N2022107号

さいたま市告示第822号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、別紙のとおり公告します。

令和5年4月28日

さいたま市長 清水 勇 人

別紙のとおり（別紙省略）